

令和 7 年第 3 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 27 日 開会

令和 7 年 9 月 4 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和七年 第三回〔九月〕定例会

令和七年 第三回〔九月〕定例会

麻績村議会会議録

麻績村議会会議録

令和 7 年第 3 回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月27日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	10
○議案第 1 号～議案第 13 号、同意第 1 号～同意第 3 号の一括上程	10
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	15
○認定第 1 号～認定第 7 号の一括上程	15
○令和 6 年度決算審査意見書報告	16
○散会の宣告	19

第 2 号 (9月2日)

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
○事務局職員出席者	21
○開議の宣告	22

○議事日程の説明	2 2
○一般質問	2 2
宮 下 朗 君	2 2
茂 木 泰 男 君	4 0
飯 森 寛 志 君	4 3
宮 川 秀 俊 君	5 5
清 水 清 君	6 7
塚 原 利 彦 君	8 2
○散会の宣告	9 6

第 3 号 （9月4日）

○議事日程	9 7
○出席議員	9 8
○欠席議員	9 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
○事務局職員出席者	9 8
○開議の宣告	1 0 0
○議事日程の説明	1 0 0
○認定第1号の質疑、討論、採決	1 0 0
○認定第2号の質疑、討論、採決	1 0 1
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 0 2
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 0 2
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 0 3
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 0 4
○認定第7号の質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 0 7

○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 1 1
○同意第 1 号の質疑、討論、採決、教育長挨拶	1 1 1
○同意第 2 号の質疑、討論、採決	1 1 2
○同意第 3 号の質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第 1 4 号から議案第 1 5 号までの一括上程、説明	1 1 3
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 1 5
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 1 6
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 1 6
○村長挨拶	1 1 7
○閉会の宣告	1 1 8
○署名議員	1 1 9

○ 招 集 告 示

麻績村告示第36号

令和7年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月20日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和7年8月27日（水） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

2番 塚 原 利 彦 君
4番 茂 木 泰 男 君
6番 宮 川 秀 俊 君
8番 峯 村 賢 治 君

3番 宮 下 朗 君
5番 飯 森 寛 志 君
7番 清 水 清 君

不応招議員（なし）

令和7年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議 事 日 程（第1号）

令和7年8月27日（水）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告2件、議員派遣結果報告）

日程第 5 議案第1号から議案第13号、同意第1号から同意第3号まで一括上程

議案第 1号 令和7年度明治町地区集合住宅整備事業請負契約について

議案第 2号 麻績村附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村議会議員及び麻績村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 9号 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

同意第 1号 教育長の任命について

同意第 2 号 教育委員会委員の任命について

同意第 3 号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 1 号 令和 7 年度明治町地区集合住宅整備事業請負契約について

日程第 7 認定第 1 号から認定第 7 号まで一括上程

認定第 1 号 令和 6 年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 6 年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 6 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 6 年度麻績村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 6 年度麻績村下水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 6 年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 6 年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算審査意見書報告

出席議員（7 名）

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10 名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 塚 原 貴 志 君

振 興 課 長 宮 下 浩 保 君

住 民 課 長	宮 下 佳 康 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	市 川 嘉 忠	書 記	小 西 和可奈
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、令和7年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

温暖化防止対策と節電等に資するために、6月定例会に引き続きクールビズ対応で会議を行います。

なお、上着の着用については個人の判断といたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会、傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、宮下朗

議員、4番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

7月30日開催の議会運営委員会において、本日8月27日から9月4日までの9日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を8月27日から9月4日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日8月27日から9月4日までの9日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、全員のご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、特に一段と猛暑が続く夏となり、全国でも熱中症によりまして救急搬送された皆さんが多く、地球温暖化によります気温の上昇を感じた年となりました。

また、気象状況の変化によりまして、線状降水帯や集中豪雨の発生によりまして、想像を超える降雨量で、特に九州地方におきましては、河川の氾濫や土砂災害など暗いニュースも耳にしておりますが、犠牲になられた皆様方のご冥福と被害に遭われた方々にはお見舞いを

申し上げ、一日も早く復興されることを願うところでございます。

これから台風シーズンを迎えますが、災害等がないように祈るとともに、稲刈りや果樹など秋の農産物の収穫時期となりますが、無事収穫ができますことを願うところでございます。

地域におきましては、新型コロナウイルスも感染が軽減されまして、人々の生活も元に戻りつつありますし、地域のコミュニティや各種イベントも平常どおり開催されるようになり、今年も住民の皆さんが大変楽しみにしておりました夏のイベント、サマーナイトフェスティバルにつきましては、天候にも恵まれ、村内外から多くの皆様にお越しいただき、地域の小・中学校の子供たちのパフォーマンスなどをはじめ、多くの催しや模擬店も多く出店して、多くの皆様に楽しんでいただけたのではないかと考えているところでございます。

また、聖高原納涼煙火大会につきましては、朝から天候に恵まれまして、夕立等もなく、久々の霧の心配もすることなく、花火を鑑賞する多くの県内外の皆様にお越しいただく中で、盛大に開催でき、夜空に開く大輪の花火を皆様に堪能いただけたのではないかと考えているところでございます。

また、二十歳の集いにつきましては、18名の皆さんが対象となりましたが、14名の皆さんに参加いただき、将来の麻績村を担っていただく皆さんの晴れ晴れとした姿、そして将来の自分の進むべき道をしっかりと見据えて、着実に一步一步前進している皆さん方の雄姿がうかがえました。

さて、日本の経済につきましては、今、トランプ大統領のアメリカ・ファーストによります関税問題で世界中が揺れ動いており、日本の関税につきましても不透明な部分もあり、今後の外国交渉に目をそらせない状況となっております。

また、ロシアのウクライナ侵攻の終結に向けまして、話合いもアメリカが仲裁に入り進めておりますが、なかなか両国の調整が難しいところと思いますし、イスラエルのガザ地区への攻撃も、犠牲者の皆さんの悲惨さは言うまでもありませんが、支援物資を運ぶトラックの搬入制限が続いており、多くの子供たちが栄養失調で苦しんでおりますが、早く平和的解決を望むところでございます。

国内におきましては、衆参両院で少数与党という異例の事態となり、政策ごとに野党との合意形成を図っていかなければなりません、見方を変えれば、国会での与野党の協議がこれまで以上に重要となりますが、政治の停滞などないように役割を果たしてほしいと思われます。少子高齢化、人口減少、一極集中型など大きな課題となっており、持続可能な社会の実現に向けて、真剣に取り組む政策の推進を望むところでございます。

また、インバウンドの回復により、国内観光事業は大きく業績が回復しておりますが、米騒動が備蓄米等の抛出により価格も安定したこの頃でございますが、物価の高騰は日々続いており、消費者の負担は大きくなる一方となっております。近年、最低賃金の上昇も実施されておりますが、賃金が上昇すると企業コストが増加し、それぞれサービス価格に反映されることから、賃金が上がっても物価が上昇しており、消費者の生活はなかなか向上しないのが現状ではないかと思っているところでございます。

こうした中で、令和7年度も5か月が経過しましたが、村でも計画しております事業の推進に努めており、住宅困窮者に向けた集合住宅の建設につきましては、プロポーザルによります業者選定も終わり、仮契約を結んでおりますが、今議会で審議をいただく運びとなっております。

福祉企業センターと山ぼうしの作業場の老朽化に伴う福祉施設の建設につきましては、工事も順調に進んでおりますし、備品につきましても選定等に努めており、開設に向けまして準備を進めさせていただいております。

子育てをする皆様方の相談窓口の一本化に向けまして、4月より開設いたしましたこども家庭センターにつきましては、相談事業等、充実を図っております。

良質な水道水の安定供給に向けました北山浄水場の建設につきましては、現在、工期どおりに順調に工事が進んでおります。

聖高原スキー場の降雪機の送水ポンプの工事につきましては、プロポーザル方式によります入札も終わりまして、スキーシーズン前に活用できるように工事を進めさせていただいております。

国の補助事業を活用した農業用水路整備につきましては、設計等が終わりまして、農作業が終わった時点での工事発注に向けまして、準備を進めさせていただいております。

本年度の主な事業の進捗状況を申し上げましたが、村民の皆さんの利便性や、安心・安全に向けて計画されておりますその他のソフト・ハード事業等におきましても事業の推進に努めておりますが、これから多くの事業に取り組めますのも、議員各位をはじめ村民の皆様のご理解とご協力によるものと、深く感謝を申し上げるところでございます。

また、今年も実施いたしました地区懇談会におきましては、24地区で約370名の皆さんに出席いただき、ご意見やご要望をいただきましたが、大切に受け止めさせていただき、限りある財源の中ではありますが、何をすべきかしっかりと見据えて、健全財政を維持しつつ村政運営を進めてまいりたいと存じますので、議員各位には引き続き格別のご高配を賜りま

すようお願い申し上げます。

今定例会では、令和6年度決算認定をはじめ、明治町地区集合住宅整備事業の請負契約についてや、令和7年度一般会計や各種特別会計補正予算、人事案件等の議案を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 令和6年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎議案第1号～議案第13号、同意第1号～同意第3号の一括上程

○議長（峯村賢治君） 日程第5、議案第1号から議案第13号、同意第1号から同意第3号までの16件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました議案13件、同意3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和7年度明治町地区集合住宅整備事業請負契約についての提案理由を申し上げます。

現在、明治町地区において、集合住宅整備事業を進めておりますが、7月25日にプロポーザルを行い、8月13日付で工事請負契約の仮契約を締結いたしました。地方自治法第96条第1号第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決後は、仮契約を本契約に切り替えるものであります。

次に、議案第2号 麻績村附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

本改正は、学校部活動の地域展開に関わり、新たに部活動地域展開検討委員会を設置するため、委員の報酬など、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公務員における仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、育児に係る支援制度の構築など、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第6号 麻績村議会議員及び麻績村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととされているため、条例を改正するものであります。

次に、議案第7号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本改正は、公営住宅への入居を希望する方の住宅に対する困窮の程度に応じ、真に支援が必要な方が円滑に入居できるよう、単身者の入居について、より柔軟な対応を可能とするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第8号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げ

ます。

令和7年度も上半期が過ぎようとしておりますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では、普通交付税、本年度確定差額分の増額を、国庫支出金では、民生費国庫負担金及び総務費国庫補助金、教育費国庫補助金、衛生費国庫補助金、民生費国庫委託金の増額を、県支出金では、民生費県補助金、教育費県補助金、衛生費県補助金の増額を、農林水産業費県補助金の減額を、寄附金では、麻績村の麻績の市あさつゆ運営管理組合解散による寄附金の増額を、繰入金では、福祉基金繰入金及び介護保険特別会計繰入金の増額を、繰越金では、前年度の決算確定に伴う増額を、諸収入では、雑入の増額を、村債では、中学校教育設備整備事業に係る過疎対策事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

議会費では、負担金の増額を補正計上しました。

総務費では、空き店舗等活用整備事業及びシステム標準化に伴う委託料、定額減税不足額給付に係る補助金の増額を補正計上いたしました。

民生費では、福祉施設整備事業に伴う関係事業費及びシステム標準化に伴う委託料、福祉センター、保育園の施設修繕費及び備品購入費などの増額を補正計上しました。

衛生費では、需用費及びコロナワクチン予防接種業務委託料などの増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、委託料の増額を、森林の病虫害被害対策事業に係る補助金の減額を補正計上いたしました。

商工費では、落雷による聖レイクサイド館自動火災受信機ほか、修繕費などの増額を補正計上いたしました。

教育費では、地域部活動推進事業に係る関係事業費及び屋内消火設備の整備に係る委託料、工事請負費などの増額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備え、それぞれの基金の積立てを補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は3億3,050万円の増額で、歳入歳出総額は33億9,070万円となります。

次に、議案第9号 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます

歳入では、国民健康保険税、繰越金及び諸収入の増額を、県支出金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費及び諸支出金などの増額を補正計上いたしました。

補正額は4,202万7,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は3億7,102万7,000円となります。

次に、議案第10号 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は2万1,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は102万1,000円となります。

次に、議案第11号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金の増額を補正計上いたしました。

補正額は8,900万円の増額で、補正後の歳入歳出の総額は5億6,000万円となります。

次に、議案第12号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰入金、繰越金の増額を、後期高齢者医療保険料の減額を補正計上いたしました。

歳出では、諸支出金の増額を、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を補正計上いたしました。

補正額は19万6,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は5,519万6,000円となります。

次に、議案第13号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

資本的収入において、企業債のうち過疎対策事業債の減額に伴い、簡易水道事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、同意第1号 教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

教育長、加瀬浩明氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることから、引き続いて

加瀬浩明氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。

次に、同意第2号 麻績村教育委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員、小松小百合氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることから、引き続いて小松小百合氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間でございます。

次に、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員、森山幸一氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることから、引き続いて森山幸一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。

以上、議案13件、同意3件、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本日は、議案第1号 令和7年度明治町地区集合住宅整備事業請負契約についてのみ審議、採決し、その他の議案第2号から議案第13号、同意第1号から同意第3号までについては上程のみとし、審議、採決については9月4日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

議案第1号のみ採決し、議案第2号から議案第13号、同意第1号から同意第3号は上程のみとすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、議案第1号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へ移動してください。

また、詳細説明後、議案第1号の審議、採決を行いますので、議場にお戻りください。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時32分

○議長（峯村賢治君） 再開いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第1号 令和7年度明治町地区集合住宅整備事業請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第7号の一括上程

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第1号から認定第7号まで、一般会計、特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算認定議案7件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、8月28日、29日に各会計の決算状況について、担当課より説明を受け、認定については、9月4日に審議、認定を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

なお、決算書の会計管理者説明につきましては省略いたします。

◎令和6年度決算審査意見書報告

○議長（峯村賢治君） 日程第8、令和6年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について、監査委員の意見を求めます。

飯森監査委員。

○代表監査委員（飯森 力君） それでは、私のほうから、決算審査の結果について申し上げたいと思います。

令和6年度の決算審査につきましては、7月16日から7月22日の間に、一般会計並びに国民健康保険特別会計、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の特別会計4事業及び公益企業会計の簡易水道事業会計、下水道事業会計の企業会計2事業と、高等学校生徒奨学基金、土地開発基金の運用状況について審査をいたしました。

その結果につきましては、お手元の意見書のとおりでございますが、概略を申し上げます。

なお、着座にて申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、各会計ともに計数に誤りはなく、関係書類につきましても適正に処理されていることを認めました。財産及び物品についても適正に管理され、台帳等の整備及び機器等についても適正に管理され、適正であることを認めました。

また、各基金の管理及び運用の状況は、その目的に従い適正に運用され、計数も正確であることを認めました。

それでは、各会計について概略を申し上げます。

最初に、一般会計であります。歳入決算額は33億9,488万6,775円で前年度比12.5%の

減、歳出決算額は31億8,402万5,196円で前年度比15.5%の減と、それぞれ前年度より減額となっております。収納率は96.4%、歳出の執行率は繰越事業があるため、91%となりました。単年度収支では4,266万5,000円の黒字となったが、基金積立を1億3,000万円、取崩しを1億6,500万円行ったため、実質単年度収支は766万5,000円の黒字決算となりました。

次に、財政指数であります。財政力を判断する財政力指数は0.162、経常収支比率は79.5%で、前年度より0.3%下がりました。実質公債費率は5.0で、単年度収支では2.9%の減、3か年平均では6.1ポイントで、0.2ポイントの減となりました。健全化判断基準を大きく下回っており、基金の状況等を含め、総合的に見て、健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金であります。村税の未収金は前年度より微増となったが、徴収率は99.9%と高い徴収率を維持しております。財産収入の別荘地貸付収入については、前年度比178万4,000円の減で、977万2,000円となりましたが、依然多額となっております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出ともに減額となり、前年度収支893万9,000円、実質単年度収支1,393万9,000円の黒字となりました。保険税収入は4,500万3,000円で、前年度比1.0%の増となりました。

なお、未収金は35万9,000円で、前年度比4万円の減となりました。引き続きの滞納整理を望みます。

歳出は、保険給付費が主たるもので、前年度比8.5%減の2億3,250万8,000円となりました。支払準備基金は、500万円が積み立てられ、8,500万4,000円となりました。

次に、別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

令和6年度の販売実績はありませんでした。

なお、村持分が25区画増え、1,342区画となり、全体の69.9%を占めております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比3.7%増、歳出は前年度比6.1%の減となりました。

歳入の主たるものは、国庫支出金で構成比25.4%、1億3,414万円、支払準備基金交付金が構成比22.9%、1億1,594万7,000円、繰入金が構成比16.7%、8,812万8,000円、保険料が構成比14.7%の7,755万2,000円となりました。

歳出については、保健教育費が主たるもので、構成比が87.8%、3億8,258万円となりました。介護保険支払い準備基金は、1,200万円の取崩し、1,000円の積立てを行い、6,409万

5,000円となりました。

なお、介護保険認定者は、昨年度と同じ254名となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比11.1%の増、歳出も前年度比10.5%の増となりました。

歳入の主たるものは、医療保険料で構成比が69.8%、3,637万9,000円、繰入金で構成比29.8%で1,556万7,000円となりました。

歳出の主たるものは、広域連合会計納付金で構成比が94.2%、4,876万5,000円となりました。

次に、令和6年度より公営企業法により運営されております麻績村簡易水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。

簡易水道事業、下水道事業ともに、引継ぎがスムーズに行われ、運営が順調に進んでいることを確認いたしました。

それでは、簡易水道事業会計について申し上げます。

整備事業については、番場水道施設整備事業、市野川地区減圧弁設置工事等の整備が行われ、年間有収水量は25万2,910立方、有収率は83.9%と微減しておりますが、順調と思われます。

収益的収支については、収入総額が1億2,678万5,000円、これは税抜きでございます。先に申し上げますが、水道また下水とも税抜きで報告いたします。収入総額が1億2,678万5,000円で、対する支出総額は1億4,548万7,000円となり、収支差額は1,870万2,000円の純損失となりました。

次に、麻績村下水道事業会計について申し上げます。

整備事業については大きなものはなく、国道幹線3か所のマンホールポンプの異常通報装置の更新事業が行われました。水洗化率は90.7%で、年間有収水量は20万8,023立方となっております。

収益的収支につきましては、収入総額が2億2,385万9,000円で、対する支出総額は1億7,799万1,000円となり、収支差引きは4,497万7,000円の純利益となりました。

この2つの会計の主な事業につきましては、維持管理業務が大きなものとなっておりますし、簡易水道事業では現在、大きな事業が進んでおります。今後は、収支バランスの見極めや料金改定、施設等の長寿命化計画等の経営戦略の見直しを行い、村民が安心して生活できるよう、なお一層の事業運営の効率化を望みます。

次に、高等学校生徒奨学金基金について申し上げます。

令和6年度は、新たな貸出しはありませんでした。

次に、土地開発基金について申し上げます。

運用益として、1万円の積立てを行いました。

以上であります。本意見書では、詳細については省略をさせていただきます。

なお、健全化法における実質公債費比率は基準を下回り、健全財政を維持しておりますが、今後においては、実質公債費比率の上昇も予測されますので、健全な財政運営を、そして、いつ起こるか分からない災害時の緊急対策の強化と、経済情勢の変化や人材不足に関連したAI活用事業等への環境の変化に対応すべく、IT化対応とDX化を進め、あわせて、各種の感染予防等の健康対策の充実を図り、地域住民が安心して安全な社会生活が送れるよう、引き続き迅速・的確な行政運営をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（峯村賢治君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和7年第3回麻績村定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、上程しました第2号議案から第13号議案、同意第1号から同意第3号について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動してください。

散会 午前 9時45分

令和7年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和7年9月2日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

出席議員（7名）

2番 塚原利彦君

3番 宮下朗君

4番 茂木泰男君

5番 飯森寛志君

6番 宮川秀俊君

7番 清水清君

8番 峯村賢治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚原勝幸君

副 村 長 宮下利秀君

教 育 長 加瀬浩明君

村づくり推進
課 長 塚原敏樹君

総 務 課 長 塚原貴志君

振 興 課 長 宮下浩保君

住 民 課 長 宮下佳康君

観 光 課 長 塚原優仁君

教 育 次 長 宮下信俊君

代表監査委員 飯森力君

事務局職員出席者

議会事務局長 市川嘉忠

書 記 小西和可奈

書 記 臼井孝夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、令和7年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は6名です。

質問の順序は既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

それでは、順次発言を許可いたします。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、通告いたしましたとおり、高齢者福祉の課題と今後について、行政事務のデジタル化とその課題について、それから、村有施設の管理委託、指定管理の選定についての3項目です。一問一答形式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、高齢者福祉の課題と今後についてお伺いしたいと思います。

団塊世代が後期高齢を迎えた今年、麻績村の高齢化率も45%を超え、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活や介護における課題が顕在化しております。

そこで、高齢者福祉について、幾つか質問させていただきます。

介護人材の不足が全国的に課題となっております。当村における事業所における介護人材の不足状況等を把握してありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうからお答えいたします。

議員おっしゃられるように、あらゆる業種で人手不足が叫ばれる状況の中、介護人材についてはより深刻であると認識しております。ただ、村内の事業所の運営状況も様々でございますので、村のほうで実際に不足している人数、どういった事業所が不足しているかというところについては十分な把握はできていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 把握が進んでいないけれども、不足はしているということなんですけれども、不足の解消に向けての施策とか、村としての考え、これから何か補助していきたいとか、そういったことはあるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 各事業所においてそれぞれ募集して資格取得ですとか、研修などに取り組んで定着を図っていただいているものと村では推察しております。村としましても直接的なあっせんは難しいかと思いますが、移住の相談等あった際には選択肢としてご紹介できるように、庁内でも連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ほかの他市町村を、ちょっと見てみると、資格補助とかそういったこともやっている地域もあるように聞いております。ぜひ一番大事なところであると思います。高齢者福祉については、介護人材の不足が一番解消していかなければいけない問題だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、次に、移らせていただきますけれども、厚生労働省では2025年を目標に、今年です、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにということで、地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。そんな中で、麻績村でも進んでいるかと思っておりますけれども、在宅介護を受けている高齢者の人数と地域包括支援センターの利用状況をお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

地域包括ケアシステムにおいては、地域内の様々な機関の共同が必要不可欠となっておりますので、村の地域包括支援センターでの総合相談事業などで連携を図っている状況です。おっしゃられるように、住み慣れた地域で暮らしていくために重要な在宅サービスの受給者数は現在では168名ほどとなっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 168人ということで、中々努力されているかと思うんですけれども、急に増えるということはないと思うんですけれども、在宅介護はこれからとても重要なことになると思います。

それにつきまして、担当スタッフの確保はどう考えているのかということと、あとICTの活用などはどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 在宅介護を支えるケアマネジャー等の資格の必要な方についての確保が非常に困難であるというような現場の声も聞いております。先ほど議員おっしゃられるように、助成事業なども近隣等を確認しながら、検討していければということを考えております。

また、今後につきましては、親族等の介護者がいない、あるいは遠方にお住まいの独居、老老世帯というのも増えてこようかなと思っております。そうした場合には状況にもよりますけれども、施設入所なども増えてくる状況があるのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ICTの活用とかそういうことはいかがでしょうか。計画とかありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 次の質問とも若干重複する可能性はありますが、見守りの関係でICTなどにつきましては、緊急通報の装置のシステムの補助などを村では設けてありますので、そういったもののご活用などもご検討いただければというところでございます。以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 引き続き有効な対策を取っていただいて、確保に努めていただきたいと思うんですけれども、続きまして、独居高齢者の見守り体制ということで、似たような感じなんですけれども、お伺いしたいと思います。

民生・児童委員さん等を中心に見守りに努力いただいておりますと思うんですけれども、現在把握されている独居高齢者の人数と見守りにおける課題等ありましたらお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 村内の独居の高齢者世帯数はおおよそ200世帯と見込んでおります。

見守り体制としましてはヘルパーの訪問ですとか、デイサービスの利用のほか、社会福祉協議会の配食サービス、昼食、夕食の配食ですけれども、そういった際に配達員が安否確認を行っております。不在ですとか、ふだんと違った様子がございましたら、情報共有し、ケアマネジャー等へ報告するなどの対応を取っております。また、先ほど議員おっしゃられるように民生委員さんも担当のお宅を訪問して、状況については月1回の定例会で情報共有をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 配食サービス、とてもそのときに見守るというような大変有効な方策じゃないかなと思っております。ぜひ続けていっていただきたいと思います。

続きまして、見守りにおける、先ほどもちょっと課長からご説明ありましたけれども、スマートフォンやセンサー等を使った緊急通報システム、大分増えてきているんじゃないかな

というように感じているんですけれども、そのあたり、利用があればちょっとお聞かせ願いたいのと、あと、そういったものを使用する上での選考基準とかあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） おっしゃられるように、緊急通報の装置につきましては、村の補助制度として、設置費の補助について、10分の8の割合、5万円が限度というような補助内容になっております。また、そこからの経常経費、利用料につきましては2万円というような限度額で補助制度を設けております。

実際の利用状況等は今手元に資料ありませんので、確認をさせていただきたいと思います。
以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） まだ利用がないということなんですけれども、申請がきた時点で判断するというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 申請の内容等を確認させていただいて、補助の決定をさせていただくというような流れになろうかと思います。

お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） そういう申請が今後出てくるような可能性は十分あるかなと思います。見守り大変大事なんじゃないかなと。これから認知症の方とか、そういうこともあると思いますので、スマートフォン等はかなり有効な形で、スマートフォン持っていたおかげで見つかったというような事例もかなり増えていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、それでは、介護予防事業についてお伺ひいたします。

現在、社会福祉協議会によりまして、元気アップ教室であるとか、健康教室とかが各地で行われていると思います。

現在のこういう地域支援事業における参加者と現状をお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えいたします。

社会福祉協議会で行っております運動教室では、運動するだけでなく、個別の相談対応も

できることから、支え合ってのご参加も増えております。令和6年度の実績になりますけれども、年間で147回、延べ2,054人の方が参加をいただいております。また、運動教室とは別に月1回の教室になりますが、フレイル予防、認知症予防、社会参加への関わりとして行っております栄養相談指導事業では、70代の方を中心にご参加をいただいております。こちらでも令和6年度の実績ではございますが、月1回で12回開催で、延べ98人が参加をいただいているというような状況でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 私も今年は地区の役員ということで、地区の健康教室に参加させていただいたんですけども、ちょっと私たちの地区だけかもしれないんですけども、参加人員が大変少ないような状況になっております。

そこで、ちょっとそういうところの新規の参加者とか、参加率の向上をアップさせるような方策とか、そういうことを考えているような面がありましたら、お聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） こうした教室、各種教室につきましては、社会福祉協議会で把握している情報、村のほうで把握している情報、若干異なる場合がございます。そしてそういった場合、関わりのある方が異なる場合につきましては、それぞれを補完する形で情報共有させていただいて、新たな参加者を村のほうからも勧奨したりということができればとは考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） なかなか社協のほうの事業でありますし、ちょっと村のほうも全て把握しているということは難しいかもしれないんですけども、一体になって健康寿命延命ということで考えていかなきゃいけない問題であると思いますので、ぜひそういう少しでも多くの方の参加、また参加率の向上、新規参加者の発掘とかいうそういうこともぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次、この項目の最後になりますけれども、デイサービスセンターひじりのほうの現状と今後について少し伺いたいと思います。

現在、麻績村社会福祉協議会の通所介護事業所として、デイサービスセンターみづきと、デイサービスセンターひじりの2施設がありますけれども、デイサービスひじりのほうの利用状況を多少私たちも伺ってはいるんですけども、みづきとの違いというか、特色とかあ

りましたら、お聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） ではお答えいたします。

松塩筑木曾老人福祉施設組合からデイサービス事業が社協のほうへ移管されて、4年目となっております。日曜、祝日を含め毎日開所しているというのがデイサービスセンターひじりの特徴かと思います。デイサービスセンターひじりの実績でございますけれども、通所事業としまして、こちらも令和6年度の実績になりますけれども、利用延べ人数が約3,800人、月平均にしますと316人ほどになります。通所型サービスをご利用の方につきましては、年間の利用延べ人数が1,417人、月平均で118名ほどとなっております。対しまして、みづきにつきましては、日曜日は休所となりますけれども、こちら年間の利用延べ人数としましては通所介護の事業で3,783人、月平均315名、通所型サービスにつきましては利用延べ人数は1,607人、月平均にしますと133名ほどというような状況となっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

今、お聞きした中で言うと、ほとんど同じぐらいな通所人員ということなんですけれども、たしかひじりのほうは、筑北村や生坂村さんも一応対象にはなっているようなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際の件数では難しいところがありますので、先ほどの実績に対して麻績村の保険の方が80%、筑北村の方が16%、その他の保険、介護保険お使いの方が4%というような内訳でご利用いただいております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） なかなか経営的にも人材的にも2つ同じような施設を維持していくのは大変だというような考えもあると思います。

前々回、一般質問でもデイサービスひじりの話出ていたと思うんですけれども、この施設をいつまで維持していくのかというお考えにつきまして村長にお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員のおっしゃるとおり、今みづきとひじりというような2施設を運

営をしているというようなことでございますけれども、デイサービスひじりににつきましては松塩筑木曽老人福祉施設組合が運営をしており、今現在は10施設というような形で、サンライフおみを含めて行っているわけでございますけれども、そこに付随して、デイサービスも行っているわけでございますけれども、やはり経営的なもの、それから先ほども出ており、福祉に対するそういう従業員の皆さん方が少なくなってきたというような形の中で、それをやめるというような話の中で村として引き受けたというようなことでございます。

この施設につきましては3年契約の中で、3年、3年というようなことで延ばしているわけでございますけれども、いずれにしましても、今、住民課長のほうから申し上げたとおり、ひじりとみづきの違いについては、ひじりは年間ほとんど営業していると、土日も開所しているというようなことでございます。そういった意味で、それぞれ求める利用者さんが異なっているというようなこともございますし、またそれぞれ大体同等の今利用者数がいるというようなことでございますので今後、こういった利用者等が減少傾向になってきて、両施設じゃなくして1施設でも利用者さんの対応ができるんじゃないかというような部分になりますと、今後検討する中で両施設を一つにしてというようなことも考えながら、進めていかねばと思うところでございます。

ただ、ひじりににつきましては、先ほど議員の言われたとおり、麻績、筑北、生坂というような、そういう松塩筑木曽老人福祉施設組合のほうでやっているそのままのエリアの対応というところでございますし、みづきにつきましては村内のというようなことでございますので、そういった部分の今後検討しながら、効率的な運営に向けた取組ができればと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、通所される人員が何人規模になったらとか、介護人材がどのぐらいのレベルになったらとかいう具体的なイメージは特にありませんでしょうか、統合に向けて。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在のところは通常介護する方々においても年に応じて、月に応じて前後上がったたり下がったり、多くなったり少なくなったりというような形でございますけれども、おおむね今平均しているというような形でございます。

これは今介護報酬等につきましても、国のほうでこれだけ物価高騰、あるいは人件費の高

騰が続く中においても介護報酬等の見直しが行われにくいというようなことで、議員もおっしゃるとおり、全国ではそういった老人福祉施設等の倒産、撤退というようなことも各方面で言われているところがございますし、松塩筑木曾老人福祉施設組合におきましても9年度には2施設を閉鎖するというような形の中で、効率の悪い施設については閉鎖をして、ある程度効率のいい施設で運営をしていくというような方向性も今協議をされているところがございますので、实际的にこれも村で2つの施設が村でどの程度維持できるかというのは疑問でございますけれども、そういった部分につきましては状況を見る中で、早い時期に検討しながら、その対処を図っていかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ぜひ計画的な高齢者福祉に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。

行政事務のデジタル化の課題と今後についてということでお聞きいたします。

国では標準化、共通化の取組によりまして、人的、財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービスに注力できるようにということで、オンライン申請等、普及させるためにもデジタル化の基盤を構築しまして、令和7年度末までに、今年度末までにということですが、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すという方針を示しております。

そこで、現在の麻績村における移行状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから現在の対応状況につきましてお答えをさせていただきます。

総務省が示すスキームでございますが、議員おっしゃるとおり、令和7年度末までには標準準拠システムへの円滑な移行を目指すとされてございます。当村におきましては、令和5年度からシステム移行に向けまして事務を進めてきており、標準準拠システムへの本格稼働日となります令和7年10月27日には一部システムを除き運用が開始できる状況となっております。

デモ機も1台用意がされておきまして、各担当におきまして本格稼働前に操作体験ができ

るようにもなっております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 順調に進んでいるということで、ありがたく思っているんですけども、戸籍システム等が増えて、20項目になっていると思うんですけども、その遅れている部門というか、業務の種類とかはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、私のほうからお答えいたします。

今年度契約を結んでいる戸籍システムがございますけれども、その一部であります戸籍の付票システムにつきましては、今年度完了が難しいというような状況になっております。

ただ、これにつきましても、デジタル庁のほうに移行後の実装等を可能にする経過措置を認められている分野でございまして、その申請が事業者のほうからデジタル庁のほうへ上げて認められているという項目になっております。村のほうからも現在進めているこの部門に戸籍の付票の部門につきましては改めて国のほうへ申請を上げて、経過措置の適用を仰ぐというような状況になっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） いつ頃までに対応できる、完了デーというのはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 今のところまだ事業者、ベンダーと打合せをしている最中でございまして、実際の完了時期がまだ見えておらない状況でございます。

いずれにしましても令和8年度早い段階で完了するべく進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） この標準化につきまして経済的な面では負担とかはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

基本的には、国の補助金を活用するという形でございます。ただ一部補助対象外経費もございますので、満額というわけにはいきませんが、あらかた補助をいただく中で、運用してい

く準備を進めてきているところでございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ぜひ残りの業務についても迅速に対応していただきたいと思います。

ここで、情報システムの標準化とは直接関係ないんですけれども、役場における生成A Iの活用状況をお聞きしたいと思います。新聞報道等によりますと、全国の自治体でも活用が急速に進んでいるように聞いております。当村においても、先日の新聞報道等で研修会が行われたと聞きましたけれども、現在の状況と今後の方針をお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからデジタル化に関わる課題ですとか、生成A Iの活用につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

当村におきましてはD X推進委員会を組織いたしまして、業務のデジタル化を進めているところでございます。

今年の7月にD X推進委員会の組織体制の見直しを行いました。新たに実業務を行っている職員をメンバーとしましたワーキンググループを設けまして、日頃感じておる不便さ、また非効率な業務などの洗い出しを行いまして、ワーキンググループにおいて協議検討を行う中で、デジタル化、業務改革をスピード感をもって行っていくこととしてございます。デジタル化、業務改革を進めるに当たりまして、その内容によりまして必要経費等も違いがあるわけでございますが、効果が高い内容でございましたら、経費につきましては、可能な限り早期に予算措置を行いまして対応してまいりたいと考えてございます。

また、先ほど議員おっしゃるとおり、研修会という部分になりますが、ワーキンググループにおきまして業務改革の一つとしまして生成A Iの活用という部分が出されてございます。それを受けまして、デジタル推進員により、全職員を対象としました生成A Iの活用についての研修会が開催されているところでございます。また、活用には一定のルールが必要なため、生成A I利用者簡易ガイドを作成しまして運用をしていくこととしてございます。

今後におきまして庁内の研修会、また外部研修会を受講する中で、I T、A Iリテラシーを高め、ガイドラインを遵守し、生成A Iを安全かつ効率的に活用しまして業務の効率化を図ってまいりたいと考えます。

研修につきましては7月14日、15日、2日間を実施しまして、それに受講ができなかった職員につきましてはデジタル推進員が個別に研修を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ワーキンググループを立ち上げて、検討しているということでお聞きしましたけれども、このワーキンググループの構成メンバーとか、差し支えなければ多少聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 先ほど申し上げたように実業務を担っている職員になります。ですから、比較的若いメンバーという形でご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） この生成A Iについては、すごい勢いで変革が進んでおりまして、私もここに、このi P a dの中にC h a t G P T 5が入っているんですけれども、それによりますと、いつから利用する予定なのか、どんな業務から始めるのか、いつ頃から導入するのか聞くと、C h a t G P Tさん言っているんですけれども。本当にいろんな業務で有効な場面と有効じゃない場面と確かにあるかなと。危険な部分もあると思うんですけれども、実際、取りあえず試験的に導入するとか、そういうことを考えているのか。本当にどの業務から始めるのかということまで、まだ全然具体的には考えていないということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下副村長。

○副村長（宮下利秀君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたとおり、生成A Iにつきましては、総務省のほうも本年度中に指針を策定するという中で、麻績村といたしましても、デジタル推進員さんを中心に現在進んでおるところでございます。

また、先ほど総務課長も申し上げましたけれども、生成A Iに関する重要なお知らせというような形で全職員に回しまして、生成A Iにつきましては誤情報ですとか、情報漏えいというものもございますので、一般的な生成A Iは使用しないというルールで、限られたツールだけ、村で指定したツールだけを使用するという中で、今お試しで使用しているような状況でございますので、もう少し全体像が出てきましたら、本格的に実施というようなことになろうかと思いますが、現在はまだお試し期間中というような状況で運用しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 了解いたしました。

それでは、もう一度情報システムの標準化についてということで、この標準化によりまして、職員業務や住民サービス、どの程度改善されるのかということが問題になってくるとは思うんですけども、可能であれば、数値とか事例とかも含めて、ちょっとご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

システム標準化に係る部分のご質問という形でよろしゅうございますか。

○3番（宮下 朗君） はい。

○総務課長（塚原貴志君） 具体的には現段階では申し上げられる数値的なものはございません。

例えば申し上げるという形になりますと、住民課関係になりますけれども、各市町村の連携事務というものがございます。それについてはネットワークでつながっている部分がございます、極端なことを申し上げますと、情報提供が今まで1日かかっていたものが半日ないしは1時間程度で、そういった情報の取扱いの連携ができるというような形が一番のところかと思います。先ほど申し上げたように、数値的な部分、まだ運用が開始してございませんので、そういった部分、把握する中で、今後申し上げられる場面がありましたら、ご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、標準化の進捗のために国・県の支援とか、また他自治体との連携をどのように活用するのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 国・県、また近隣市町村との連携という部分につきましてお答えをさせていただきます。

要旨1で申し上げましたが、当村におきましては、標準準拠システムの本格稼働日となります令和7年10月27日には、先ほど申し上げたように、一部システムを除きまして運用が開始できるものとなってございます。この間、国・県の支援でございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、システム等の改修経費への補助金の交付を受けてございます。あと、

進捗のための近隣市町村との連携となりますが、運用を開始できる状況となっており、現時点では連携を取ることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 十分に連携、これは国の方策でもありますので、国・県と連携取ってやっていただきたいと思うんですけれども、こういう業務、特にDX関係だと、やはり専門的なITスキルを持つ職員さんが必要だと思われます。現在、麻績村ではデジタル推進員さんということで、会計年度任用の職員さんが1名いらっしゃいますけれども、また今後増員の予定はありませんでしょうか。また、近隣市町村では外部人材を一時的に登用して推進委員、例えばワーキンググループとか、そういうことに入っているようなんですけれども、当村では増員とかそういう外部人材の導入とかという計画はないでしょうか。副村長にお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下副村長。

○副村長（宮下利秀君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、デジタル推進員におきましては、庁内のDX推進委員会ですとか、庁内のシステム、セキュリティ、また職員の育成、スキルアップなど、多様な業務に従事をしていただいております。また、先ほどもありました生成AIの使用制限ですとか扱い方というようなところにも職員のスキルアップというような形で加わってきていただいて、現状のところうまく機能しているんじゃないかなというように考えておるところでございます。

また、先ほど総務課長からもありましたけれども、システム標準化の関係につきましては県等の連携はしていないわけですが、業務改革という面では令和6年度から長野県の伴走支援を受ける中で、長野県デジタル人材派遣事業というものに連携をさせていただいております。この事業につきましては、町村のデジタル化に対しまして、民間の事業者と県また村が連携しまして、職員のスキルアップですとか、業務改革、またその手法やなんかを研究、研修できるようなものも現在使用しておるというような状況でございます。

現状では、複数人のデジタル推進員さんを入れた場合に、かえって混乱するんじゃないかなというところもありますので、今後、民間活用とか職員体制が進む中で、職員のスキルアップ等、また新たな事業が入ってまいりましたら、増員等も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 大変重要な部分だと思いますので、そういういろんなあれを捉えていただいて、人材確保に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問事項に入らせていただきます。

村有施設の管理委託、指定管理者の選定について、お伺いいたします。

村ではシェーンガルテンおみ、聖レイクサイド館、加工場、直売所など、幾つかの施設を管理委託しておりますけれども、これらの選考するに当たっての手续や評価基準はどのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それぞれ各施設に応じまして、いろいろと選考する基準等の内容については異なっている部分もあるわけでございますけれども、村有施設の管理委託や指定管理につきましての選考は現在のところ、副村長を主体といたしまして、教育長、主管課長等、委員として聞き取り調査や会社の現状等の調査を実施する中で選考をさせていただいているというところでございます。

評価基準等につきましては、指定管理する施設によりまして異なっておりますが、あらゆる角度から評価基準シートを作成して審査を実施しております。評価表では施設の設置目的に合った理念、運営方針を持っているか、事業の企画が優れ、施設の効用を最大限に発揮している内容となっているか。収支計画が適正かつ現実可能か、また施設管理を継続的、安定的に行う能力を有しているか、また施設の安全管理、危機管理体制の充実など、多目的にわたり評価で選考をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 評価基準、しっかりつくっていただいていると思うんですけれども、その評価基準がどこまで公開されて、村民もどの程度分かっているのかという、確認できる仕組みとかそういうことがありましたら具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今のところ、強いて言えば申請段階におきましては、公募の段階でいろいろな条件等についても公募の中でお示しをしてございますし、また、ただ評価する基準等についてはお示しをしていないというようなことでございますけれども、そういった部分につきましては結果においても今お示しをしていないというようなことでございます。やはり公募してくる企業、あるいは個人のプライバシー部分もございまして、そういった部分

については公表しないわけでございますけれども、実際的な結果、指定管理によって選ばれた業者等につきましては、公に公表させていただいているというところで、その程度の今段階で実施をしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） なかなか難しい部分だとは思いますが、公募の段階で、しっかりと基準を示していただいて、透明性というか、公平性を特に確保していただきたいと思っています。

続きまして、来年、令和8年3月まで、シェーンガルテンとレイクの指定管理、今、技研サービスさんが行っているんですけれども、これについても改定になるということで、選考委員の選定については3月の清水議員の質問にもありました。そのときに、外部からの専門家ということで、経済の専門家を外部から選択しますというような形で、ある程度予算化もできているようなんですけれども、これについて具体的に経済の専門家といってもいろいろあると思うんですけれども、具体的に何かイメージしているものという、何かありますでしょうか。村長にお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 選考委員の外部からのいろいろに対しては、そういう識見者を入れてというような形でございますけれども、識見者に何を求めるかというところが一番問題ではないかと思うところでございます。指定管理等を行う中で、多数の企業さん等が応募してくるということになりますと、その会社の業績とか、またその施設の取組に対する考え方とか、また今後のそういった事業運営に対する収入のそういった計画とか、いろいろなものについて比較検討していただき、果たしてどういう業者、そして業種の皆さん方が一番麻績村の、そういった指定管理をする施設の運営に適しているかというようなことを評価してもらうというのが、実情でございますけれども、なかなか今そういった形の中におきましては、強いと言えば、市町村の施設等について、会社としての経済効果的なものが大変薄いというような形の中においては、大変今申込みが少ないというようなことでございますし、近隣の市町村においても、募集はしたが、誰も来なかったというような形の中でございます。

そういった中で今現状でそういった多数というような部分になりますと、そういった部分もお願いしてというようなことでございますけれども、1社というようなことになりますと、もうこれはその業者とある程度指定管理料の減額、あるいは内容の確認というような部分が主体となると思いますし、その業者さんは業者さんなりにやはり大手の業者さんでござい

すので、コンサル等入れて、こういった施設の運営についてしっかりと熟知されているところでございますので、そういったものを外部からまた違ったコンサルがああだこうだと言うのは大変難しい部分があるのではないかと考えているところでございます。

いろいろとその選考の中において、こういった面に目を向けて選考したらいいか、また今後の運営に対してこういった目を向けてその業者をお願いしたらいいかというような、そういった部分での識見者からのご指導はいただけるのではないかと思いますけれども、その選考に対するものについては多数がないというような形でございますので、今後細かい部分まで検討しながら、こういった形でそういった外部の識見者を入れていくかというようなことも検討してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、外部の有識者を入れるということだけは、経済面でのということだけは決定しているということによろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 指定管理の強いて言えば、選考については、やはり外部の見識者を入れる価値があるかないかというか、選考の段階でそういったものを一緒になって選考していただくだけのそういった複数の指定管理の申込み者があればいいんですけれども、1社というようなことになりますと、これについてはもうそういった選考の中に入れるというんじゃなくて、こういった部分でこういった指定管理者のそういった部分をやればいいのかというような指導をいただくというような形の中で、選考の中には含めないというような形で今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 公平性、透明性ということもあると思います。1社、2社ということもあることはあるんですけれども、その前に選考については公平にやっているんだという外部へのアピールとかそういうこともあると思います。検討する中でぜひ採用していただきたいと思います。

また、経済的な面、もちろんさつき村長もおっしゃっていましたが、経済効果の薄いとかそういうことになってきますと、やはり指定管理者のほうも指定管理料ありきの計画

とかそういうことになってくる可能性もあると思います。どうしても、経費削減の方向へ行って、なかなか売上が他の観光地なんか見ると売上倍増しているような観光地もたくさんある中で、そこまでいっていない中で指定管理料という話になってくると、経費削減とかそういうことにもなりかねないという面もあると思います。しっかり外部有識者も入れる中で、選考していただきたいと私は考えております。

それでは、この質問の最後になりますけれども、これはあればなんですけれども、過去に行った選定における反省点とか、それにおきまして考えられる改善点とかいったことがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 選考につきましては主にプロポーザル等により聞き取りを行って評価基準に合わせて評価を行い、選定を行っているところが今実情でございます。

指定管理期間は5年ごとに新たに指定管理を選定しておりますし、また、現在地方の公共施設の指定管理等につきましては、意欲を持って施設経営に申し込んでくる事業者が少ないのが現状というようなことでございます。

今回、8月31日までというような形の中で、シェーンガルテン、レイクサイド館等におきましても、今運営をしている会社のための申込みというような形でございます。企業としての地域性等から利潤を追求することが難しい施設と見られたり、また指定管理の条件が企業として運営が難しいと判断されるケースが多くなっているのではないかとと思われるところでございます。

そういった中で、やはり企業としてこれは本当に企業として運営するのは大変だと、これだけの条件をクリアできないと、事業者もこういった指定管理の申込みに乗ってこないというのが実情ではないかと思っているところでございます。しかしながら、公共施設の運営につきましては、行政が運営することは大変経費の面で難しいというような部分がございます。これだけ物価高騰、プラスアルファ人件費の部分でこれだけ高騰してくるということになりますと、なかなかそれでの運営というのは膨大な経費がかかるというような感じでございます。ここにつきましても施設の内容に応じて指定管理にするか、賃貸借等にするかは検討しながら、村民の皆さんに公平性のある施設運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、指定管理施設の申込みがあっただけで大変ありがたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ぜひいろいろな検討の上で指定管理の選考をしていただきたいと思います。来年度にはシェーンガルテンだけでなく、これは指定管理になるのか、管理委託するのか、どういう形になるのか分からないんですけども、エーコープ隣の空き店舗の委託ということもまた出てくるのではないかなんて感じてはいます。またほかにもいろいろな部分の村有施設、村で管理はしているんですけども、経営はしないというような施設が結構出てくるかなと感じておりますので、ぜひ公明性と透明性、特に村民に対する説明をしっかりとさせていただく中で選考を行っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 先ほどの高齢者福祉のご質問の中で、通報システムの関係いただきましたけれども、確認をさせていただきました。現在のところ通報システムの補助金の活用はゼロという形になっております。議員おっしゃられるように、いろんな可能性のあるシステムですので、また相談等あった際には、ご紹介させていただいたりと活用を図ってまいりたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 大変重要な部分だと思いますので、ぜひよろしく活用をお願いします。

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、4番、茂木議員の一般質問を許可します。

なお、茂木議員より着座にて質問を行うことの要望を受けていますので、これを許可します。

茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 先に通告した項目について、一問一答でお尋ねします。

質問事項1、福祉施設についてですが、質問要旨1、愛称や名称のお考えはでございます

けれども、やまぼうし作業所と福祉企業センターが新たに活動を開始しますが、その正式名称はいかに行政的な名称でなく、村民に親しみの持てる愛称とか、通称は考えているのか。また施設の命名の考えはでございますが、この間、先日、8月30日かな、やまびこドームで、これは県の募集ですので、今、総合電機施設工事などのアイネットが契約を結んで今度やまびこドームは、10月以降はアイネットやまびこドームになるそうです。

そこで、愛称や通称の一般公募は村は考えているのか、お伺いしたい。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、福祉企業センターにつきましては、県からの授産施設に関する支援を受けて運営しております。新たな施設につきましては、福祉企業センターとやまぼうし作業所の機能を併せたものになりますので、そういった支援を受ける都合もありまして、当面現状の名称を使用したいと考えております。ただ、今後経営形態を検討する中で、形態が変わってくるようなことがありますとそれに合わせた愛称なども募集したり検討したりさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 現在の名称でよろしいですね。それで後続くということですね。

それでは、質問要旨2、施設の完成予定日、これも9月10日、研究委員会がまたあるわけですが、そのときまた、税務課長にしっかり現地視察もございますので、しっかり聞きたいと思います。

それから、竣工式、予定はあるのか、完成時には内覧等の一般公開は考えているのか、お伺いしたい。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

施設の完成予定はということでございまして、今、議員おっしゃられたとおり、おおむね今建物のほうは完成しているような状況でございます。外構を含めた建物の建設工事につきましては、この8月29日に竣工届を受理いたしました。9月9日に竣工検査を行い、合格すれば引渡しとなります。

翌9月10日には検討委員会の皆様の中をご覧くださいような検討委員会を開催したいと考えております。

実際、一般の皆様への公開につきましては、また時期、実際に行うかどうかも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それでは、質問要旨3になりますが、完成後、施設の稼働日は。

企業センターとやまぼうしは1つのスペースで活動するのか。それとも建物は1つでも、これは9月10日ですが、研究検討委員会が行われますと先ほど申し上げましたが、現地視察もありということです。この2つの団体を1つに集約したメリットを生かした運用を希望するとともに、障害者がその人に適した過ごし方の受皿として運用を強く願い、私の質問を以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、施設運営に必要な机などの什器類の購入を進めておるような状況でございます。備品の設置が完了し、それぞれの企業センター、やまぼうしの引っ越しが完了して9月下旬、また10月上旬までに開所できればと考えております。

施設の運営自体は利用者さんの状況にもよりますけれども、現在と同じような平日の稼働ということを考えております。

建物の設計の段階から同じ建物にして、効率的な運営を図るという目的で行っておりますが、実際に活動場所とすると、東側にやまぼうし作業所の作業スペース、西側に企業センターの作業スペースというような形で、ある程度建物の中で使い分けをしていただくような設計をさせていただいてございますので、また使っていくうちにいろんなご意見等を伺っていければと思っております。

以上です。

○4番（茂木泰男君） ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 5番、飯森寛志でございます。

事前に通告いたしました防災減災としてため池、河川、しゅんせつ工事の現状について、公営共同墓地設置についての2項目について一問一答にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、ため池のほうの部分でございますが、先般、私の住んでいるところの上井堀地区で、吉田川の山寺地区に防災の砂防工事ということで、ダムを建設するという話が新規に上がってきておりまして、非常に防災減災についてはありがたい事業だと思っております。またそのときに含めて吉田川のしゅんせつについても砂防事務所のほうから真剣に考えていると、近いうちにやりたいと、ただ、期日はちょっとまだ申し上げられないということでしたけれども、非常にありがたい言葉をいただきまして、地元としては非常に感謝しておりますので、早急な建設のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうにまいります。

前回、ため池についてはお尋ねいたしました。ため池、村内の総数としては48か所、そのうち農業用ため池として42か所、その中で防災重点農業ため池として31か所、また、特定農業ため池18か所ということで、これは所有者が民間のため池ということでございますが、このような部分をお尋ねしまして、前回の質問からこの数がどのように変化しているか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

前回、質問時点42か所となっておりますため池でございますが、その後3か所が廃止されまして現在は39か所となっております。うち防災重点農業ため池につきましては31か所でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 村内では非常に水不足という部分が昔から深刻でありまして、ため池の数が多分他の自治体から見ると非常に多いエリアだと思います。その急峻な地形からいきまして、防災という観点からいくと、このため池という部分が非常に重要になってきますし、

まず、防災重点ため池の指定条件というものがあまして、3つあります、ため池から100メートル未満の浸水区域に家屋、公共施設があるかとか、また100メートルから500メートルの間に浸水区域で家ですとか公共施設があつて、また1,000立方メートル以上ためているのかですとか、また500立方メートル以上であります、ちなみにこの3つの条件の中で、この今の39か所、数的には把握されておりますか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員おっしゃられた防災重点農業ため池の指定基準ということになります、現在村内39か所ため池があるうちの、基準に基づいて指定されている重点ため池が31か所でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） それでは、前回の質問よりも3か所減った分に関しては防災重点ため池は入っていないということですね。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 廃止された3か所につきましては、防災重点用ため池も含まれております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ちょっともう一度確認したいんですが、前回質問のときに、防災重点農業ため池が31か所ということで、質問しておりますが、今回も31か所でよろしいんですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

前回質問時点で42か所のため池でございます。そのうち今回3か所が減って39か所という形になっております。すみません、防災重点ため池につきましては、現在31か所でございますが、その分の42か所、申し訳ありません、ちょっとその辺、確認をさせて、後ほどお答えさせていただきます。

お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ちょっと数の部分に関してはまた後ほどお尋ねいたします。

この中で土砂災害警戒区域という部分がありまして、このため池の部分がかかるのが25か所あります、私が調べた範囲で。そのうち防災区域のすぐ脇にある池も含めて25か所ですが、実際こういうため池に関して村内の池の堤、のり面に関しての状況は今どうなっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

現在ののり面の堤体、のり面の状況ということでよろしいでしょうか。

堤体、のり面の状況でございますが、長野県のほうが策定いたしました防災重点農業ため池に係る防災工事等推進計画に基づきまして、村といたしましても県と連携を図りながら、点検、それから耐震診断を計画的に実施しているところでございます。これまでの点検、それから診断の結果、総合的に勘案しまして現在、それぞれ調査した結果、改修が必要とされたため池が9か所、改修の必要がないと判断されたものが12か所、それから今後実施予定の耐震診断の結果を踏まえて判断するのものが7か所、さらに廃止の方向で検討を進めているものが3か所でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 実際池の診断というのに関してはかなり厳しいというか大変な部分があるかと思いますが、実際、農業ため池については水田の耕作面積が減っている部分もありまして、今ありましたとおり廃止の予定が3か所ということにはなりますが、何分今麻績村にあるため池に関してはかなり古い池がほとんどだと思います。できるだけまだ調査していない池に関しては早く診断をしていただいて、地域住民の安心・安全につなげていただければと思っております。

次の要旨にいけますが、昨今の気象状況で、今日も非常に暑い日です。また一時のようにバケツをひっくり返したような雨が降ったりして、ため池の貯水量に関しては非常に不安定な時期がずっと続いております。私のいる地域でもため池の水量が去年よりも約1メートルぐらい水位が下がっていたりしておりますので、まず、水田の水に対しての水不足の対策について、どのような対策を取っているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

近年全国各地で異常気象の影響により深刻な水不足が発生している地域もございます。当村におきましては連日の猛暑によりまして、一部のため池では水位の低下が見られておりますが、現時点では深刻な水不足に至っていないという認識でおります。

議員おっしゃられるとおり、当村もともと水資源に乏しい地域であります。農業用水等の確保には古くから苦慮しております。ため池、水路等必要に応じまして、揚水ポンプを活用して地域の水量を維持しているというところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 非常に厳しいエリアというか、地域がこの区域内にはあります。いろんな部分で水不足というものに関しては今年も田んぼの水に関してかなり農家の皆さん、苦労された部分かと思います。いろいろ水田に対しての水対策については、また村のほうとしてもしっかりと管理のほうをしていただければと思います。

それに付随して、飲料水の水不足の対策という部分に関してはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

飲料水の確保という部分でございますが、本村、飲料水につきましては、水道事業によりまして安定的に提供されております。現時点におきましては、飲料水につきましても深刻な予測というものは生じていないという認識であります。万が一、災害等で飲料水不足した場合におきましては昨年度市野川に番場の配水池が完成しておりますが、そこに給水施設も設置をさせていただきましたので、そういったことの活用も考えているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

少しでも水に関して安心な部分が住民のほうにあれば、しっかりとした生活ができるかなと思います。

ちょっと池のほうに戻しますが、ため池の改修した後、のり面、堤を改修した後のその後の維持方法ですとか、実際、維持する部分での期間はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ため池改修した後の維持方法とかそれに伴う期間ということでございますが、改修後におきましても、ため池の安全を確保をしていくためには経過観察というものが重要になってきます。

まずため池の管理につきましては、地域の皆様に日常の中で異常の有無をご確認いただく、こういうことが基本であるというふうに考えております。特に改修直後の数年間につきましては継続的な見守りをお願いしたいと考えております。あわせて、村におきましても、現在5年ごとの点検、それからパトロールを実施しております。必要に応じまして県とも連携を図りながら継続的に安全性の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 定期的な経過観察、観測していただいているということで非常に安堵しているところでございます。

また、ため池に関しては、各地区の水利委員さんも非常にご苦労しながら水の確保、池の状態の観察等していると思われますので、しっかりとしたケアのほうもよろしく願いいたします。

そこで、ため池の水位を見ることによってある程度ため池の状況が分かるのではないかなと思ひまして、前回衛星での監視システムはどうかということでお尋ねいたしました。そのときにはあまり詳しいお話をせずにおりましたけれども、いろいろ調べておりましたら、ため池遠隔監視システムというものがあまして、何十社か、小さい会社も含めて同じようなシステムをつくって全国の水位の監視をしているシステムがございます。

その中の一つに長野県に今、5年ぐらい前の数字ですが、約150地区をもう観測しているというグループがございまして、クラウドサイドから水位データですとか、カメラ画像でそのため池の監視をできるということで、ただ、ちょっと費用がかかります。標準価格で1か所につき機材価格で95万円と、工事費で100万円ということになっておりまして、維持管理に関してはクラウド利用でこれは40か所までつなげられるということで、年間66万円という費用が発生するんですが、価格的には結構高額にはなってきますが、このようなシステムを使いながら、実際経過観察する人たちの作業軽減も含めて、導入の考えはありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

ため池の水位の監視システムでございますが、現在、村におきましては長野県のほうが構築したため池の監視システムでございますが、聖湖と大沼池のスズラン湖、この2か所で運用しております。ただし、この長野県が構築したシステムにつきましては、衛星回線ではなくて、携帯電話網を利用しております。先ほど議員おっしゃられたとおり、どうしても衛星回線、衛星となると、かなりコストが高額になるというところで、そういったところを考慮する中で、携帯電話網が選択されたものでございます。

現時点で、衛星システム、そういったものの導入はないわけですが、村といたしましては全ため池の監視カメラ設置を目指しております。その中で県が設置している既存システムに足並みをそろえたいという考えであります。財政メンテの支援もお願いしながら、今後も県の方針に沿って、全ため池の監視システムの設置、これを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 監視体制については検討しておられるということで少し安堵をしておりますが、なかなか39か所の池に関して用意ドンでできるわけではないので、できれば先ほど申し上げました災害警戒区域の土石流の可能性のある約25か所を優先的に進めていただければと思っておりますが、そこら辺の考え方、ロードマップ的な考え方はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

本来、全ため池にシステムの導入を目指しておりますが、その中でも当然優先順位というものがあります。緊急性が高い。そういったものからきちんとシステムのほうを設置していきたいと思いますし、また財政面でも県のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

その場合、どの池にいつ頃設置するという部分に関しては住民に告知のほうをよろしく願いいたします。生活していく上で非常に安心な部分が出てくると思いますので、早めの設置のほうをよろしく願いしたいと思っております。

それでは、次の要旨のほうにまいります。

現状での河川しゅんせつ、これは1級河川ですが、しゅんせつ工事の計画についてお尋ねいたします。

麻績村には1級河川として3つあります。それが本流のあります麻績川につながっておりますが、1つが桂川の2,600メートル、吉田川の2,200メートル、宮川の3,100メートルがございます。この1級河川の部分についてのしゅんせつ工事の国・県への要請について、どのようなになっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

1級河川におきますしゅんせつ等につきましては、管理が松本建設事務所であったり、砂防指定受けているところは砂防事務所の管理となっております。

それぞれ現地調査、それからヒアリングを通じる中、松本建設事務所、また犀川砂防事務所のほうに要請をしているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 長野県には1級河川は物すごい数があるんです。実際、県としてもそこをやるかといったときに、なかなか順番が回ってこない部分があるかと思いますが、今現状でこの麻績のこの地域の中でしゅんせつ未工事の計画はありますか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

冒頭、少し議員のほうもお話をさせていただきましたが、1級河川のしゅんせつ等の計画につきましては、現在、麻績川につきましては、これは松本建設事務所が所管でございますが、矢倉橋から川窪橋、これはインターの辺りですけれども、その辺を計画的に進めているという回答をいただいています。

また、砂防事務所の所管する部分につきましては現在、梶浦地籍とあと吉田川、これにつきまして優先的に計画をしているということでございます。

ただし、これにつきましてもあくまで優先順位は高いものでございますが、予算確保を前提としたものでありまして、現段階では、実施が確定をしているものではございませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 確かにはっきりとした計画はないわけですが、川のそばに住んでおられる住民からすると、非常に怖い部分がありまして、川の中に大きな石ですとか、樹木ですとかが堆積していると、いつ壊れるのかという部分の恐怖が大雨のたびに持ってきております。今の段階ではできるだけ早くという言い方しかできないんですが、県のほうに申請していただいて、しゅんせつのほうをよろしく願いいたします。

実際、今出ている箇所以外に工事の申請方法としたら、住民としたらどのようにすればよろしいのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

1級河川につきましては、工事等につきましては建設事務所、犀川砂防事務所が行いますので、そこへは村のほう要望していくと、地域の方々につきましては、区長を通じまして村のほうへそれぞれ危険箇所、要望を上げていただければと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） そうしますと、役場のほうに上げるには区長からということによろしいんですね。その場合、例えばここは怖いのでということで住民が手を入れることはできるのでしょうか、先に。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

所管している部分が松本建設事務所、また犀川砂防事務所でございますので、それ以外の個人、団体が何か手を入れるということとはできません。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） できないんですね。

やったらちょっといろいろ差し障りがあるかなとは思いますが、申請のほうを上げて、早急な対応のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

終活という部分が言われて久しいのですが、公営共同墓地の設置ということでお尋ねいたします。

共同墓地を持っている近隣の自治体について、いろいろ調べましたが、隣村の筑北村、青

木村、生坂村、市では安曇野市、松本市、塩尻市等々が共同墓地を持っておられます。管理については非常に大変な部分もあろうかと思いますが、実際今、このような状況が近隣であることについて麻績としてどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃられているのは、近隣の公営墓地に関しまして様子を伺いますと、その自治体に住所または本籍がある方が使用できるもので、1区画数万円から数十万円というような内容かと思います。麻績村におきましては、今のところそれぞれのおうちですとか、お寺の霊園で墓地を所有していらっしゃる方が多いと思われますので、現在のところでは公営墓地の設置は考えておらない状況です。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 確かに、共同墓地で、寺院、お寺さんで持っておられる共同墓地がありますが、共同墓地にも2つのタイプがあります。それは昔ながらの同じコミュニティに住む人たちが1か所にお墓を造ると、一つの土地に墓石を各戸が造って集合体になっている共同墓地と、昨今増えてきております合祀墓という考え方で、分かりやすく言うと樹木葬、要はお骨を1か所に集めて埋葬するということのお墓でございます。実際、この2つの中でも当村として考えている部分はありませんか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

おっしゃられるように敷地内に幾つかの区画があって、それぞれの区画に墓石等でお墓を備える集合型が一般的かと思われますが、供養塔、樹木など1か所へ皆で納骨する合祀型でよいというような考え方もあるというのは認識しております。ただ、1か所への納骨となるため、単独での供養とか改葬が難しいというような課題もあると聞いております。

いずれにせよ、村のほうで設置するということに関しましては要望等、よく確認する中で研究をする必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 近年では、私のほうの近所でもそうなんですが、跡継ぎがない。いても田舎に帰ってくる気がないですとか、もうとてもとてもそこまで手が回らないというよ

うな考え方が増えてきております。実際、当村内でも同じような考え方が増えてきている現状の中で、それでも共同墓地の部分にはまだ前向きになりませんか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） おっしゃられるように、年に数件ではありますけれども、村のほうにもお墓じまいのための改葬の許可申請というものがございます。これにつきましては、今の様子を見る範囲では、先ほどおっしゃられるように、村の中には跡を継がれる方がいらっしやらないということで、村の外へ出た方がそちらのほうでお墓を準備して、麻績にあるお墓をそちらへ移すというような事例が多くなっております。ですので、実際に麻績の中で別なところへ移していくという状況が必要かどうかは状況をよく見る必要があろうかなと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ここで生まれ育った人たちからすると、できるだけこの土地にいたいという思いがあろうかと思えます。また、近年、移住者が非常に多くなってきております。移住の方は当村にはそのような墓地ですとか、埋葬の部分は持っておられないと思えます。ただ移住される方はこの村がいいということで移住されてきておりますので、最期までここでという思いがあろうかなと思っておりますが、それでもしつこいようですが、設置のほうは前向きになりませんか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

ほかの自治体を見ますと、住宅団地など整備したときに、そちらへ転入された方向けに公営墓地を設置しているというような場合もあろうかと思えます。現在の状況ですけれども、重ねますけれども、麻績村には公営墓地がないということもあろうかと思えますけれども、村にはそういったお問合せ等がほぼないような状況でございます。再三になりますけれども、議員もおっしゃられましたが、設置場所、簡単にお参りに行けるような場所、またそういった維持管理についてもいろんな調整、課題があろうかと思えますので、要望状況等確認しながら、研究をしてまいりたいと思えますので、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 前向きに研究していただいて、設置のほうお願いしたいのですが、また当村でもインバウンドといいますか、非常にアジアの方が移住されて住んでおられます。

その方たちの埋葬方法、埋葬、埋葬で非常に申し訳ないですが、埋葬方法がかなり国によって違っております。土葬という部分が非常に多い地域がありますので、その人たちのためにも造っていただければいろんな部分の施設で働く人たちの安心にもつながるのかなとは思っておりますが、確かに、土地が少ない部分もありますし、管理するに関しては実際公営共同墓地に関しては自治体の管理になってくると思います。

その場合、非常に人件費ですとか、管理費の面にも関わってくると思いますが、時代がだんだんとそういうような動きになってきておりますので、一考のほうをよろしく願います。実際、土葬に関しては日本では規制されております。本当の理由がない限り、自治体の許可がないとできないという状況が日本国内ではございます。ただ外国人からすれば、遠く離れた日本の中でしっかりと眠っていただけるという場所が当村でも造っておくべきだと思いますが、最後にお聞きします。それでもまだあれですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、飯森議員の言われたとおり、最期の場所というような形でございますけれども、今、住民課長の申したとおり、今墓じまいというようなことが法善寺さん等の裏の墓地においても行われているというような状況でございますし、また、そういった部分でこういったお寺さんの持っている墓地も空いているというような部分もございます。

ただ、お寺さんの墓地ということになると檀家というようなことになって特定なものということになってくるわけですが、そして今墓じまいというような活動の中で外に出ていった方々においては、こちらの墓を閉めて、次の息子さんがいる場所へ墓じまいをしていくというような形が年数件出てきているという状況でございますし、また、今都会等においてはお墓というよりはビルの中に要するに納骨堂だけを設けて、それで管理をしていくというような部分も大変多くなってきているというような形でございます。

いずれにしても今、住民課長、申し上げましたとおり、そういった部分での要望とかご意見等も今のところはないというようなことでございますので、今後そういった部分で多くの皆さん方がそういうものを望むのであれば、また研究も深めていかなければならないと思っているところでございます。

そしてまた、今言うように、国によって埋葬方式が違というようなことでございますけれども、日本では土葬については環境衛生の面からおおむね今のところは規制されているというような形でございます。今特に問合せあるのは、散骨というような部分で、要するに山へまいてもいいかというような問合せもあるわけでございますけれども、幾ら山といっても私

有地でその方の許可をいただいてということになればまた別問題でございますけれども、公有地につきましては、公なところということでございますので、それはできないというような回答はしているわけでございますけれども。

いずれにしても、そういった埋葬形式がいろいろ変わってきているのと、強いて言えば、埋葬して後に経費のかからないような方向へと移行しているというようなこともございます。そういった意味で今後いろいろな研究をしながら、そして村民の皆様方からそういった大きな声が上がってくれば今後研究を深めていかねばと思っていますところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 大変失礼いたしました。

しつこくお尋ねいたしましたが、世の中がだんだん変わってきておりますので、起きてから造るのではなくて、造ったという部分で、それで安心した部分があって移住ですとかが増えてくるのかなとか、一つの条件としてあるのかなとは思っていますので、前向きに検討のほう、よろしくお願いいたします。

要旨の4番に関しましては先にお尋ねしておりますので、これに関しては割愛させていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 先ほどの飯森議員の質問に対して振興課長より答弁の申出がありましたので、これを許可します。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 先ほど質問事項1、要旨1のため池の数の関係でございます。

時系列的に整理をさせていただきますが、まず村内のため池でございますが、一番当初です。ため池のデータベース、台帳に登録されたため池の数が44か所です。そのうち防災重点農業用ため池が31か所、これが当初です。44の31が当初です。それから前回質問時ということで、ため池数が2か所廃止になって、42か所になっています。そのうち重点ため池につきましては令和3年に1か所が追加されまして、32か所でございます。ですので、前回質問時が42の32でございます。現在、3か所廃止されまして、ため池が39か所で、そのうち重点ため池が31か所です。

したがって、3か所廃止になりましたが、重点ため池が1か所廃止になって、その他

が2か所、合わせて3か所ということでございますので、現在39か所のうち31か所が重点ため池ということでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

こちらのほうも数字のほうは訂正させていただきますし、また今後ともため池の管理に関してはよろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川議員の一般質問を許可します。

宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 6番の宮川秀俊です。

5項目について質問をいたします。

まず最初に、1点目ですけれども、村長の政治姿勢ということでお伺いをいたします。

今年任期満了を迎えるに当たって成果と課題ということでありますが、今月は議会議員選挙が控えておりますし、12月には村長選が予定されております。

前回の選挙においては刷新か継続かということで、村を二分した選挙になりましたが、塚原村長は教育長も副村長も歴任され、手堅く村政を運んできたかなと思っております。実際行政運営に当たって、この4年間、成果、課題も見えてきたと思いますが、その点はいかが

でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

私も公約に掲げました事項につきましては、村民の皆さん方のご理解をいただく中で事業の推進に努めてまいったと考えているところでございます。若者定住に向けた住宅等の建設や子育て支援の充実、高齢者や障害者に優しい福祉の充実、農業や商工業の振興、観光事業の推進、村民の生活空間の整備等に取り組み、村民の皆さん方が安心して安全に暮らせる村づくりに少しではありますが、前進したのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、今後大きな課題という部分につきましては、やはり少子高齢化、人口減少、高齢化に向けての急速な進行が全国的に進んでいる状況が課題となっております。今後少しでも人口減少が緩やかになればと考えているところでございます。

ただ、人口戦略会議におきまして発表されました消滅可能性自治体から今回外れたことは、今までの事業推進の効果が出てきたことと喜ばしく思っているところでございます。今後生産人口の減少は進み、老々世帯や独居世帯の増加に伴い、地方自治が成り立たなくなることが心配されるころではありますが、こんなところが大きな課題と今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 課題もあるということですのでけれども、4年私なりに見てきたことを申し上げさせていただきますと、継続ということでありましたから、住宅を建てたり、福祉施設の建設だったり、箱物が目立ったんです。内部的にといいますか、政策的にもっと福祉政策で訴えるものがほしかったなと思っております。

また、先月行われました二十歳の集いにおいても、若者から村長は村へ帰って来てほしいという思いを話されましたが、やはり前からの非常に問題であります村には雇用の場がないから、どうしても村外、県外へ行ってしまっって村に帰って来られないんですというような若者からの意見もありましたので、ぜひその点は、これからは雇用の場、例えばなかなか難しいということで何度も申しましたが、企業誘致ということが難しいのかなと思っていますが、それでも引き続き、私はやっていってほしいなと思っております。

私はちょっとやんわりとした質問しますが、課題は山積しているんですけれども、これから次期選挙に向けてやっていかれるということによろしいですか。やんわりとしたお答えで

いいです。この後7番議員からストレート質問がありますので。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 次期というようなお話でございますけれども、まだまだ任期半ばでございますので、最後まで任期全うすべく事業の推進に努めてまいりたいと思っているところでございますし、また、私も後援会等のそういった皆さん方のお声を聞いたりする中で、今後進退については検討していきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 個人的に、私はやる気ありだなと感じました。

それでは、2点目の地区懇談会の開催方法、内容についてということでお伺いをいたします。

4月に区長会が開催されてから、そのときに配布されました資料をもちまして、村長以下課長各地区を回ってこられたと思います。時間的には約30分程度であるかなと思っていますが、なかなか懇談会に参加される方々、平日であれば仕事が終わってからという、なかなか間に合わないということもありますけれども、地区によっては役員しか出てこないというようなこともありますし、集会を兼ねてやっている箇所もありますが、これからの実施方法とか内容について、何か再考の余地があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

地区懇談会につきましては、地域の皆さんのご意見等を広く村政に反映できればというようなことで実施をさせていただいてございます。今年度も区長さんにご苦勞いただく中で24地区で約370名の住民の皆さんにご出席をいただきまして、懇談会を開催することができました。

地域にお伺いして、地域の皆さんが常日頃思っている声を聞くことは、村政運営で大変重要なことと思いますし、村民の皆さんの顔を見て話すことも大切ではないかと思っていますところでございます。集会形式で交流センターや第2公民館等で実施する方法はありますけれども、やはり一人でも多くの皆さんに出席いただき、村の情勢や実情を知っていただくには、地区にお伺いして、お話することが重要ではないかと考えているところでございます。

そんな中で、なかなか平日は難しいというような地区につきましては、今年は特に土日というのが大変多くなってきている実情でございます。そういった中で、より多くの皆さん方が出られるような状況をつくっていただければ、私どものほうはそれに合わせてお伺いできればと思うところでございます。

また、取り組んでいる事業、方向性など、村民の皆さんに伝わればと思われまし、村民の皆さん方が村に求めていることなど小まめに聞くことができますし、村民の皆さんとのコミュニケーションも図れることが大変重要であり、また大きな成果ではないかと思っています。

毎年同じような取組、懇談会というような形ではございますけれども、広く村民の皆さん方とコミュニケーションを図り、顔を見る村政でなければならぬかなと思って懇談会については今後もこういった中で継続できればと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 地区要望も併せてお聞きされているとは思いますが、区長要望というのは別にまた村のほうで受けていただいております。やはり主要事業、予算だけということであれば、もっとほかの開催方法もあるんじゃないかなと思いますので、これからも引き続き検討いただければなと思っています。

要旨3番に移りますけれども、観光施設の指定管理の在り方について、施設含め営業状況、それから管理料含め将来展望についてお伺いをいたします。

この間、つい先日8月31日で指定管理者の募集を締め切られておりました。先ほどの村長答弁によりますと、1社から応募があったということではありますが、指定管理のぜひ、メリット、デメリットがあると思いますけれども、一番は各施設の営業収益の向上でありますとか村民サービス、それから指定管理料の是非について、いろいろ問題が出てきております。

この質問するに当たって、ネットのほうで資料を見ましたところ、これは村からではなくてその会社から出ているものかと思っています。令和7年6月1日現在の資料で、細かく営業収支、それから職員の状況とか細かく載っておりますが、例えば聖レイクサイド館の3年間の事業収支、これはマイナス590万5,000円、それからシェーンガルテンおみ、これも3年間の平均で事業収支はマイナス3,264万円となっております。決して営業状況芳しいとは言えないわけです。先ほどもお聞きしましたがけれども、指定管理の応募する会社が幾つもあれば、

それは施設としての魅力があるわけなんですけれども、1社だけだということでもありますので、これからまた管理期間過ぎて、また来年度から指定管理をされる方向ではあります。

一方で、今回の決算によりますと、聖高原リゾートには1,210万円、技研サービスには3,300万円という指定管理料が払われております。村の財政規模からして、私は決して低いとは思いません。大変なことだと思っておりますが、こういう現状も踏まえて、これからどうやってこの指定管理をやっていくのか、特に観光施設です、この2施設についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 麻績村につきましては、観光立村ということで、昭和37年から聖高原の観光開発が始まり、また、平成に入ってシェーンガルテンおみ等の建設等も行いました。シェーンガルテン等につきましては、村民のよりどころというような形の中で実施されたわけでございますし、聖高原につきましては、村の財政をというような当初の考えの中で実施、別荘開発が行われたと思っているところでございます。

いずれにしても、今指定管理というような形の中で、事業の推進を図っているところでございますけれども、両施設ともに観光立村として適切な運営ができればと思っているところでございます。

それにつきましても、指定管理というような形態で実施をしていかなければ、なかなか費用対効果が保たれないというようなことでございます。实际的に指定管理につきましては、今議員がおっしゃったとおり、住民サービスの向上や費用対効果の向上、状況に応じては柔軟な運営が図られること、そして、特に複数年にわたる事業やサービスが可能となり、運営コストや行政コストの削減が図られるということが一番の目的ではないかと思っているところでございます。

今後も中山間地域の観光立村としまして、小規模ではありますが、観光事業の推進に向けては取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

こういった小さな村でございますので、外部にアピールしていく、そして、麻績村に来ていただく、そして、麻績村に住んでいただく、麻績村にというようなそういうことの中においては、一つのPRの事業ではないかなと思っているところでございますので、今後についても、経費削減に努めながら推進をしていかれればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） メリット、デメリットがあるということでもあります。

現状は多々あると思います。それで、メリットとしては確かに経費削減につながっていくというようなこともありますし、逆にデメリットとすれば、この1社ですが、逆に魅力のない施設だということになれば、引き上げるというようなデメリットもありますので、村行政と指定管理を受けた会社とこれからも密接に経営について考えていっていただきたいと思います。

それでは、次、聖高原リゾートの役員兼務についての考えをお伺いします。

以前は、聖高原開発公社、2013年です。それから、開発公社から聖高原リゾート（株）へ移行したわけであります。移行した当初は、確かにあの当時の村長が、高野村長でしたか当時の、それで、社長に就いたということでもあります。

私が疑問に思うものは、法人格を持つあくまでも株式会社です。法人格の組織で民間会社でありますから、一方で首長としての仕事を持ちながら、また、経営権を持つ役員に就いていることに関しては、村民の中からも少なからず疑問を持たれている方がいると思います。当然ながら、役員報酬も得ているわけですから、このことについて、村長、副村長、どんなお考えなのかお伺いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 聖高原リゾートにつきましては、今議員がおっしゃったとおり、財団法人聖高原開発公社から聖高原リゾート株式会社のほうへ移行になったと、財団で収益事業については芳しくないというような国のほうのそういった制度の下に移行したというような形でございます。

現在聖高原リゾートにつきましては、第三セクターの経営となっておりますが、村が考えているダイレクトに考え方が伝わることで、また、特に効率運営や運営経営の削減が図られることが大きいということもございます。

将来に向かって、観光事業によります業績が上がっていきますと、今現在は村長、副村長役員になっているわけですが、そういった中で、別の方法、社長、常務、専務等が立ち上げられればいいわけですが、実際的な会社の運営の経費削減の部分から兼務をしているというようなことでございます。

しかし、兼務はさせていただいてございますけれども、報酬等の部分につきましては一切受けていないということでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 利潤追求するのであれば、私はやはり外部民間人、外部人材の登用ということ、専門的な経営のプロに任せていくべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなか聖高原リゾートのほうにつきましては、こういった経営が豊富に観光客が来ていただいて、年々業績がどんどん上がっていくというような状況であれば、それはいいわけでございますけれども、やはりこういった小さな観光地でもございますし、ある意味では県内の皆さん方、また村内の皆さん方等々、ファミリーからいろいろな方に親しんでいただく観光地というような形の中におきましては、それほど収入も、事業収入等も上がってきていないのが実情でございます。

そんな中で、外部からいろいろとそういう方々を入れてというような部分でございますけれども、そういった部分での今現状の中では、なかなか難しい部分もあるというような形の中におきましては、現状の運営形態を取っているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 村内には少ないレジャー施設を兼ねておりますので、その点もこれから検討いただければなと思っております。

それでは、質問事項2番、男女共同参画についてお伺いをいたします。

この質問は、私18期、この4年間何回となくこの質問をしてきましたが、男女共同参画計画、平成29年3月に策定されまして、10年間という長い期間であります。必要により見直しを行うということでありましたが、検証もされないままこの計画で終わってしまうのかなと思っております。

議会議員の力不足、あるいは消極的な行政であったのか、これから選挙が行われるわけなので、この点も非常に重要になってくるかと思いますが、1番として、計画はあります麻績村は。ただ、前から言っております条例がない現状についてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えをさせていただきます。

おっしゃられるように、幾度となくご質問をいただいております、その都度条例の必要性を検討させていただくというような答弁をさせていただいております。おっしゃられるように、来年度でこの男女共同参画、村のものが終了するに際しまして、今年度からこの計画策定の委員会の人選を進めまして、ある程度の期間を確保する中で、条例の制定に関しても委員の皆さんからご意見等いただく中で、今後検討させていただければと考えておりますのでお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） そうしますと、まもなく委員会の人選も終わって開催されるということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） その当時、平成29年当時の委員会の皆さん、構成団体等、今とは若干様子が違いますので、人選等も改めてさせていただいて、こういった団体の皆さんに参画していただくか、あと、一般の参加の皆さんをどうしていくか、そういった人選を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） じゃ、条例制定に対して異論があるとか、やる気がないとか、審議会設置をする意思がないとかということではないという、積極的な意思をお持ちだということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際に委員会の皆様のご意見を伺いつつという前提になりますけれども、村の姿勢としてはそういう形になります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 要旨2点目に移りますけれども、長野県議会の6月県会において、同じく男女共同参画社会づくりの推進についてということが質問されております。そのときの県側答弁によりますと、計画のない自治体と、それから条例のない自治体に対しては、制定に対して相談も行い、助言等も行っていくということでありましたが、これから県の支援を受けられる予定はあるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

県議会での応答を確認させていただきましたところ、条例のない町村が46、努力義務である計画の策定がない町村が13とのことであり、県としても計画、努力義務である計画が策定されていない町村を中心に、ヒアリングや助言を実施していくという内容であったかと思われます。

実際に県を通じて、これは国の事業であります、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業というような事業のご案内もいただいております。ただ、この内容を確認しますと、採択に関しては、計画の新規策定などが優先されるという内容でしたので、今回麻績村としてはこの事業に申請はしていない状況でございます。

いずれにしましても、県の助言等を受ける中で、男女共同参画についても取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 私は、この18期で何とかということを考えておりましたが、残念でした。次期議会に期待をしております。

それでは、要旨3点目ですが、SDGsとの整合性、目標達成への思いについてお伺いをいたします。

今さら申し上げることではありませんが、国連が提唱して2030年までの目標、あと5年ありますけれども、国際社会の共通目標となっております。この17項目の中に5番として、「ジェンダー平等を実現しよう」というのが入っておりますが、先頃6月です、信濃毎日新聞の調査・報道によりますと選択的夫婦別姓について、塚原村長は賛成しているというような報道がありました。私はこのことに大変敬意を表します。もし反対していたら、ここもちょっと質問変えてみようかなと思ったんですけれども、その辺について、SDGsとの整合性へは取られていくのか、目標達成についてどのようなことをお考えなのか、その点をお伺いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えさせていただきます。

SDGsの目標、「ジェンダー平等を実現しよう」につきましては、村の振興計画におきましても、人権の項目において関連づけをさせていただいております。その中では、女性

の社会参加に伴う仕事、家事、子育てによる女性の負担が増えていることが課題であるとしてございます。

女性が家庭内での役割の多くを占めたままの状況で、社会参加を推進し、女性の負担が増えるばかりでは、男女平等の目標からは遠ざかってしまうのではないかと考えております。現在の男女共同参画計画、村の計画にもありますけれども、性別による固定的役割分担意識の解消ということに重点的に取り組む必要があるのではないかと考えております。次期の計画についても、そういったところを取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 女性参画ということでもありますから、どんどん社会に出てきていただいて、女性視点で政策提言等行っていっていただけるようになればいいかなと思っております。

それでは、次に、質問事項3番、戦後80年と平和教育についてお伺いをいたします。

最近ですけれども、今年は戦後80年という節目であります。いろいろなテレビや新聞報道等ありますけれども、麻績村については、平和の尊さ、戦争の悲惨さというものはどのように伝えていっているのか。村にも遺族会というのがありますけれども、その皆さんも高齢化して、なかなか語り部としていくことが難しくなっていくんじゃないかと思っておりますが、その点をお伺いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在小・中学校において平和教育というような内容で、教育課程、学習の計画に組み込まれて学習している状況はないわけでありましてけれども、歴史の学習で第二次世界大戦について扱うときや、国語の学習で平和教材を扱うとき、これは4年生の教科書に「一つの花」という題材で全ての教科書に載ってきている題材でありますけれども、そういったとき、また、道徳で人権教育を学習をしたりするときなど、平和についての学習が学校現場では様々な機会で行われております。

議員ご指摘のとおり、先ほど言われましたとおり、戦後80年ということで、やはり戦争体験者が高齢化でなかなか戦争体験の伝承自体が難しくなっている現状があるということを確認しております。これは全国的にそういうことだというふうに思いますけれども、平和教育自体は子供たちの優しさであったり、思いやりの心を育てる大切な学習になるというふ

うに思っています。ゆとり教育が実施されて以降、そのような学習時間が減ってきている現状もあります。

しかしながら、先生方の教材研究による授業実践、あるいは総合的な学習の時間の課題としても価値のある学習になるというふうに思いますので、今後定例教育委員会でもこの件に関して話題に取り上げ、校長先生とも相談をしながら、麻績村としてできることを研究してまいりたいなというふうに思っているところあります。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 世界ではウクライナがロシアから戦争・侵略されたり、パレスチナがイスラエルから侵略されたりと、非情なニュースが毎日のように入ってきます。これから今教育長言われたとおり、平和教育というものを見直して、ぜひやっていただきたいなと思っております。

それでは、次に移ります。

質問事項4番、第3期麻績村子ども・子育て支援事業計画についてお伺いします。

第3期の支援事業計画については、令和7年度から令和11年度ということで今年策定されました。これも先ほどの男女共同参画と同じとは言いませんが、計画策定がゴールではありませんので、いかに実行に移していくかが問われているものと思います。

この中で、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業です、これについては、要望はあるが現在実施されていないというようなものが載っていましたが、これと、あるいは病児・病後児保育では、令和4年度から開始されたとあります。これからこの施策の方向として、近隣自治体との連携も検討がありますというようなことが載っておりますが、この子ども・子育て支援事業計画について、これからどのようにやっていかれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えさせていただきます。

子育て支援事業計画、また、事業に関するご質問ですけれども、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、病後児保育事業、それぞれの事業ごとに状況をお答えさせていただきます。

まず、ファミリー・サポート・センター事業につきまして、実施している他村では、提供会員の確保が非常に困難であること、利用実績もあまり多くない状況がうかがえます。当村

の第3期支援事業計画策定における調査でも就学前のご家庭では15.2%、小学生家庭でも10%として、ニーズの高さは示されましたけれども、その一方で、それぞれ保育園や学童保育の希望割合が最も高くなっている状況もございます。このファミリー・サポート・センター事業につきましては、一時保育等の利用状況を確認する必要があるかと考えております。

次に、病児保育につきましては、医療処置や医療行為が必要になってくるため、病院や医療施設以外での実施は検討しておりません。また、村内あるいは地域内の医療機関における診療外での病児の預かり業務は困難であろうと考えております。

最後に、病後児保育につきましては、令和4年度途中から実施しております。令和5年度に1件、令和7年度に2件の利用実績がございますけれども、どうしても突発的な利用希望となる場合が多いため、専門職員の確保に課題があり、安定的な事業実施が難しい状況ではございます。

今回策定したニーズの数字が表すものもございますけれども、それと同時に実態も確認し、体制等を少しずつでも整えていく中で、子育て支援事業の充実を図れればと考えております。

以上になります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 要望を出しているご家庭は、数は少ないかなとは思いますが、そんなに大変困難を極めるということでもありますから、私は要望する家庭は少なくとも、こういった子ども・子育て支援の財源確保ということは、村長にもこれからぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

5点目です、リチウムイオン電池の回収についてお伺いをいたします。

昨今電車内、あるいは焼却施設、運搬車等の中で火災が発生するというような状況があります。現在の電池の収集については、麻績村においては役場の駐輪場、あそこに全部1か所に集められておりますが、非常にモバイルバッテリーであったり、電動アシスト自転車に使われていたり、このリチウムイオン電池の発火による火災事故が起きておりますが、村としてこれからどのように行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 今年度配布しました収集日一覧表におきましては、リチウムイオン電池はテープで電極を絶縁処理をした上で、ほかの電池と一緒に役場の電池類回収場所へ出していただくようご案内しているところです。電池を分離できない状態のもの、モバイル

バッテリーですとか周りがついているものにつきましては、小型家電として販売店での処分や粗大ごみで出していただくということになります。

他村で小型家電の収集を行っている自治体に伺いますと、何か所かある回収地点のやはり発火などを心配して、保管場所の見回りをしているというような状況もあるということでございます。麻績村につきましては、1か所の収集で安全確保に努めたいと考えております。

先頃3品目について、モバイルバッテリー、スマートフォン、電子タバコについて、販売業者の回収処分が義務づけられる見通しとなっております。そういった廃棄物に関する情報を確認し、事故のないよう廃棄物対策を進めてまいりたいと考えております。また、村民の皆様にも周知を図れればと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 事務連絡で環境省のほうから4月に来てはいますが、「リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の防止」というような項目で載っておりますが、行政は今テープを付けてというようなことでありましたが、やはり村民への周知徹底というのは、もう少し図られるべきだと思っております。事故のないような収集にお願いしたいと思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川秀俊議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、7番、清水議員の一般質問ですが、一般質問する前にご相談いたします。途中で昼食休憩を挟みますが、よろしいでしょうか。

それでは、7番、清水清議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番の清水清です。

さきに通告いたしました2項目について、一問一答形式でお尋ねをいたします。

初めに、村長としての1期目の総括と進退についてお聞きをします。

塚原村政1期目も3年7か月が経過、残すところ4か月余となりました。コロナ禍の中で

の1期目であったと感じております。その状況下、1期目の総括と自己評価をお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

1期目の総括と自己評価ということですが、さきの宮川議員の質問でも若干触れさせていたいただきましたが、村民の皆さんのご支持をいただき村長になりましてはや任期が最終年度となりましたが、その間、公約に掲げさせていただきましたソフト・ハード事業につきましては、極力事業完成に向けまして推進を図ってきたところでございます。村民の皆さん方からどのような評価をいただいているか分かりませんが、私なりきに誠心誠意村民福祉の向上に努めてまいったと自負しているところでございます。

さきにも申し上げましたが、住宅建設や空き家等の活用、子育て支援や教育環境の充実、高齢者・障害者に優しい福祉の充実、農業や商工業の振興、観光事業の推進、生活環境の整備促進など、それぞれ取り組んでまいったところでございます。村民の皆さん方が住んでよかった、住み続けたいと思えるような安心安全な村づくりに向けまして、村民の皆さん方が幾らかでも感じていただけたのではないかと自負はしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 住宅政策が功を奏し、消滅市町村から脱却されたことは喜ばしいことでありました。コロナ感染症予防対策にも苦慮されてこられ、幸い麻績村にとっては、村長以下職員をはじめ、関わった方々の危機管理の下、大きな事態に至ることなく現在に至っていることには評価する一人でございます。

次に、現時点での村政課題は何か、それをどう捉え、解決に向けての考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） この件につきましても、さきの宮川議員の質問でも若干触れさせていたいただきました。村として村政の課題は何といても全国的に進んでおります少子高齢化・人口減少、過疎化だと考えてございます。こういったものが課題解決しますと、村のいろいろな事業が違った意味で推進できるのではないかと考えておるところでございます。

今後少しでも人口減少が緩やかにしていくことが重要ではないかと考えておりますが、そ

れには少子高齢化を幾らかでも解消して、子供たちを増やすための子育てする保護者の負担の軽減等考えた子育てしやすい村づくりへの取組や、子供たちがグローバルな世界で活躍できるようにＩＣＴ教育をはじめとした教育環境のさらなる充実、そして、若者の居住に向けた住宅環境の整備などをはじめ、福祉、農業、商工、観光事業など、総合的に充実を図るなど、地道な取組は安心・安全で住みやすい村づくりにつながってくるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、今全国的なそういった少子高齢化という部分につきましては、国を挙げて今いろいろな施策を実施されているところでございますけれども、村といたしましても、国・県等とのそういった事業の取り入れるとともに、村としての独自の上乗せ等をする中で、子育てする保護者の皆さん方の軽減を図り、また、子育てをしっかりとできるように村づくりに向けて今後も推進されていかなければいいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今課題は人口減少というふうに言われました。住宅政策が功を奏し、消滅市町村から脱却されたことは大変喜ばしいことではありますが、近年の出生者数を見て、また今後陥る、こんな心配もあるわけでございます。

この秋に実施される国勢調査でいろいろな結果が出ると思いますが、若者の出会い、結婚、子育て、この流れに金銭支援が必要であり、若い方並びに元気な中高齢者の働く場所の確保が村を元気にする要因だと思っております。

また、そういう住民の声もありますので、お話をさせていただきます。

人口減少が続く中で、移住政策にも力を入れている自治体は多い状況でございますが、当村も空き家の活用をはじめ、移住に向けて力を入れて進めておられます。移住希望者が重視している事柄が、本年6月30日付信濃毎日新聞にアンケート結果が掲載されました。

その結果を一部紹介させていただきますと、知事を含めて77市町村長、すなわち78人への希望の取り方、捉え方、それから移住者が重視する事柄、こんな状況ですが、まず、首長の方々は、長野県に移住者が多いと、そして、重視しているのは自然環境だという方が58人で74%、2番目が子育て環境46人で59%、これは複数回答だとは思いますが。そして、重要なのは、移住者が重視する事柄、この1位が生活と両立できる職場、働く場所です、これが64%、2番目に医療・福祉の充実、これが59%と。したがって、首長の多くが選んだ自然環境は移住希望者の25%で、順番から言うと8番目でした。

育児支援、子育て支援は9番目、そして、補助金・交付金などの金銭支援は10番目で、移住希望者目線では、生活と両立できる職場が重要だという結果が出たわけでございます。信州に移住を考えている方は、自然が豊かなこと、子育て支援は当然整っていることを承知していると思われる方が多いんだと私は理解をしたわけでございます。

村の広報紙の記事に、7月12日東京で移住相談会に参加され、熱心にPRをいただいた記事も拝見いたしました。いろいろな政策を打って、人口増に向けて努めていかなければならないなというふうに思います。

社会増を目指して、お互いに頑張っていきましょう。

次に、課題も多くある中で、現職として責任ある立場から、2期目に向けての出馬するお考えはないかお聞きをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） この件につきましても、先ほど宮川議員のご質問に若干触れさせていただいたわけでございますけれども、今任期半ばというようなことでございます。1期目1月の半ばまでであるというようなことでございますけれども、公約に掲げましたいろいろな事業の推進に向けて、また、今半ばの事業もございますけれども、そういった道のりをつけて、今後いかれればと思っているところでございますし、また、進退のほうにつきましては、まだまだ後援会等々とも協議する中で、また今後進退についてははっきりと方向性を決めていかれればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 実は、村長の心強い決意表明を聞けるかと思っておりましてけれども、責任ある立場からなかなか軽率なご発言はされませんでした。いつ頃ご決断され、発表される予定か、もし差し支えがなければ、おおむねどんな時期かくらいはお尋ねをしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 決断につきましては、1期目のときにも8月いっぱい役場を退職させていただきまして、9月にはそういった形の中である程度方向性を出してきたというようなこともございます。今後後援会等の役員会等も開催する中で、ある意味ではもう12月というような選挙時期も決まっておりますので、早い時期にまた進退をはっきりさせていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 実は、出馬表明をされると思って原稿を作ってまいりましたので、一応3点について提案と確認をさせていただきたいと思います。

塚原村政の1期目の1丁目1番地は子育て支援、保育園から中学まで段階的ではありましたが、給食費の無償化を行い、高校生の通学定期券の補助など、子育て世代への負担軽減を他の自治体に先駆けて実施され、その英断には評価する方も多し、併せて若者住宅の家賃も低価格での対応に、若者から選ばれるそんな麻績村と評判が高い状況でございました。

そのような状況の中で、2期目においても子育て支援、先ほど6番議員の質問の中にもございましたけれども、ファミリー・サポート事業、あるいは、この酷暑の中での子供の居場所づくり、こんなものも一つは大事な部分ではないかなと。しかも、以前の質問の中では、当地区5村の中で麻績村が若干遅れているというふうに私は受け止めました。そのような状況の中でぜひご検討をいただきたいということが1点目です。

2点目は、健康寿命延伸に向けての対応でございます。

国保の1人当たりの受診料は、県下でも上位でございます。予防対策にも社協を含め取り組まれていることは理解しております。以前にも一般質問で麻績村の健康寿命年齢と長野県平均との比較を広報などで公表していただき、村民に健康意識を今以上に關心を持っていただきたいをお願いをいたしたところでございます。

健康で長生きが村にとっては人口減少対策にもつながると、誰でもが願うところではないでしょうか。

本年4月带状疱疹ワクチンの希望接種に、年齢制限はあるものの補助金の導入をされましたし、住民の健康保持に理解をいただいていることは理解しております。その中、村民から村でも検討していただきたいと要望がありましたので、それを紹介いたします。

それは、がん患者の方が就労・社会参加を支援するため、治療に伴う外見の変化を補充するウィッグや乳房補装具等の購入費用の一部を助成する事業でございます。これは、県では実施する市町村への支援を行っており、近隣の市村でも実施されております。財政的にもそんなに多額ではありません。今の時代2人に1人ががんにかかる時代とも言われております。

住んでよかった村づくり、優しい村づくりが安心を与えると感じます。大変デリケートな問題でありますので、検討をいただきたいと思います。

あわせて、住民課長に要望いたします。

実施計画のヒアリングが11月頃より行われると思いますが、内容をぜひ詳細に理事者のほうにもご説明をいただいて、できるならば理解をいただけるようなご配慮を賜ればありがたいです。

3点目として、人口減少対策でも申しましたが、企業誘致、あるいは誘致まではできなくても、村内の空き企業の施設をお借りしてでも働き場所の確保、これが私は重要であり、村長には以上の3点を、もし出馬するようであれば、公約の中でお示ししていただけたらありがたいと思います。

何か、村長のほうからご意見があれば、あれでございしますが。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今2期目に向けてというような形でのお話ということでございますけれども、現時点で今ご質疑いただいたことに対して、私なりに現時点で考えた場合でございしますけれども、まず子供の居場所というような部分でございしますけれども、未就園児、保護者等についてはひだまりが居場所になっておりますし、小学生の児童につきましては児童クラブというようなことがございしますけれども、ファミリー・サポートの実施につきましては、先ほど住民課長のほうで、大変難しい部分もあるというようなお答えをしておりますけれども、今後子育てする皆さん方のご要望に応じては研究も深めていかなきゃならないと思っていますところでございます。

また、子供たちの居場所という部分につきましても、いろいろ当初は小学校の空き教室というようなことも考えたところでございますけれども、なかなか先生方のそういった関わりや学校の管理規定等の中におきましては、大変難しいというようなことで、麻績の学び舎等で今児童クラブ等も運営しているところでございます。

少子化に向けて国でも県でも優先的に子育てする、また、子育ての子供たちの教育については事業が実施され、推進されているところでございますので、今後においても子育てする皆さん方に対する考え方というのは、もう本当に、相対的に深く掘り下げて研究をしていかなければいけないんじゃないかと思っていますところでございます。

特に今学校等におきましても、クラブ活動等も社会教育というような形に転化するというような形もございます。多くの子供たちがそれに今までできてきたことが、特定の子供たちしかできないというようなことのないように、そういった部分でもしっかりとした対応も考えていかなきゃならないんじゃないかと思うところでございます。

また、今2点目でがん等の方の就労・社会参加等を支援するための治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補正具等の購入費用の一部を実施する市町村の支援を県でも始めたということでございますけれども、アピアランスケアにつきましては、議員も言われたとおり、大変デリケートな問題でございます。課題ではないかと思っているところでございます。

こういった部分につきましても、県下の状況を調べてみますと、かなり多くの市町村がこういった事業にも取り組んできているというような傾向を見ますと、今後村においても検討していかなきゃいけない題材ではないかなと考えているところでございます。

そして、3点目の今言われたように、移住・定住に向けて何を望むかというような部分でございますけれども、ここに住む人間としては、自然豊かな、空気の清らかな地域というようなものが一番頭に浮かぶわけでございますけれども、実際的には、来る方々においては、生活できる、働く場所があるという、一番の生活の根底の部分が一番の希望だというような、今清水議員からの統計的なお話をいただいたわけでございますけれども、村におきましても、そういった部分におきましては、工場誘致については、もう何十年もいろいろな部分でアンテナを高くして推進をしてきたところでございますけれども、なかなかこういった地域性、あるいは村のいろいろな調査をする中でなかなか企業が来てくれないというのが今の実情でございます。

しかしながら、今後におきましても、アンテナを高くして、情報をキャッチをしながら、今後麻績村に適した企業と思われる誘致に向けて、今後幾らかでも前進できればと思っているところでございますし、また、それに向けて場所等いろいろな課題が出てこようかと思っておりますけれども、そういうものにつきましても、村も一緒になって進めていったほうがいいんじゃないかなと考えているところでございます。

いずれにしましても、今現時点でお答えするところでございますので、今後これを推進するというのじゃなくて、今現在私の思っていることを言わせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。村長の気持ちは理解をいたしました。

次に、観光事業全般について…。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

清水議員に申し上げます。ここで昼食休憩を挟みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○7番（清水 清君） 分かりました。

○議長（峯村賢治君） それでは、多少早いですが、再開は1時からいたします。

それでは、これより休憩を取ります。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開いたします。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問を継続します。

清水議員。

○7番（清水 清君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

観光事業全般についてお尋ねいたします。

初めに、聖高原の今シーズンの入込状況と、シェーンガルテンの宿泊数をお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） では、今シーズンの観光客の入込状況についてお答えさせていただきます。

今シーズンというご質問ですが、昨年、今年と、1月から7月までの状況についてお答えさせていただきます。

まず、ボートですが、令和7年度747人で前年比57.6%、釣りが2,029人で前年比98.4%、キャンプにつきましては312人で前年比46.6%、博物館が692人で前年比122.7%、体育施設につきましては705人で前年比105.2%、リフト4,454人で前年比129.7%、スライダー2,281人で前年比78.8%、レイクサイドにつきましては3,270人で前年比96.5%、シェーンガルテンにつきましては、宿泊だけでなく全体の利用ということになっておりますが、8,995人で前年比101.4%、その他といたしまして、ソリ教室や学校登山等9,770人で前年比95.4%と

なっております。全体といたしましては前年比102.4%です。

ボート、キャンプなどでは、この夏、猛暑で、ちょっと暑過ぎたということで利用者が減っていると思われます。キャンプに関しましては、一時期ほどの盛り上がりはなくなっていて、今後、利用者が大幅に増えるということは考えにくいですが、イベント等開催いたしまして、多くのお客様に利用していただくよう努めていきたいというふうに思っております。

スカイライダーにつきましては、年度当初からゴールデンウィークにかけて天候不良が影響しておりまして、減となっております。また、リフトに関しましては、令和7年につきましては1月から3月にかけてスキー場の入込数が好調だったため前年比129%になっておりますが、4月から7月の数字で見ますと減少傾向にあります。博物館につきましては、ボランティアの方々に協力いただいております、イベントの多くに大勢のお客様がお越しいただきまして前年比増となっております。そのほかは、ほぼ前年並みとなっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） シェーンガルテンの数を聞きたかったわけですが、宿泊者の数だけではないということで、想像するに前年並みであるというふうに理解はさせていただきます。多少の増減はありますけれども、それが観光事業であるというふうに思います。今後に期待をいたします。

2番目、次に、シェーンガルテンおみにペットとの宿泊可能な施設整備の考えはないか。また、芝生のドッグラン施設の整備の考えはないかお聞きいたします。

シェーンガルテンおみは、都市との交流施設として平成7年オープンし、本年30周年記念イベントも6月に実施されました。近年は経年劣化等により、補修・修繕等にも力を入れております。そして、今期の指定管理の最終年度でもあります。その状況下、現在、個人宿泊者が主流の時代であります。そして、ペットブームの時代も迎えております。癒しを大切にする時代でもあります。県下でも、ペットと共に宿泊できる施設があまりないとのことでございまして、そのような状況下、シェーンガルテンおみにペットと共に宿泊できる、そんな施設整備、あるいは、ペットだけケージ付きにするとか、工夫を凝らして受け入れる、また、芝生によるドッグランの施設整備をし誘客に努める考えはないか、検討してみるお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、お答えさせていただきます。

ペットとの宿泊可能な施設の考え、また、ドッグランの施設の整備ということでございますが、現時点ではそういう考えというのはありません。

現在、シェーンガルテンでの宿泊できる部屋は1階に和室8部屋、2階に洋室12部屋ございます。宿泊施設がコテージであったり、大規模な宿泊施設であれば、1つの階をペット同伴、もしくはペット専用を使用することは考えられますが、1階もしくは2階の数部屋をペット同伴で宿泊できる仕様にするということは、動物が苦手な方、また、アレルギーをお持ちの方が泊まる可能性がありますので、現在の部屋数、また、建物の状況では若干難しいというふうに考えられます。

また、ペット専用の宿泊棟を新たに増設してペット連れのお客様の対応をする方法もありますが、費用や職員の配置など、検討事項が幾つか考えられます。数年前、県内で飼い主と別の建物に宿泊していた犬が、飼い主を探すためにその建物を出てしまって、そのまま迷子になっているというようなケースもあります。飼い主からしますと、できれば家族と同じ部屋で過ごしたいと考える方が大多数だというふうに考えます。

ドッグランにつきましては、利用する側からしますと、柵などで仕切った芝生などの施設も、小型犬、中型犬、大型犬用と3つの施設が必要となります。このため、シェーンガルテンの敷地内にドッグランを整備することは難しいというふうに考えます。

日本ペットフード協会による全国犬猫の飼育実態調査によりますと、犬の飼育数は令和3年700万3,000頭、令和4年が684万4,000頭、令和5年679万6,000頭となっており、飼育頭数は減少傾向にあります。ただ、ネコの飼育頭数に関しましては年々増えているような状況でございますので、注視しながら見ていきたいというふうに考えております。また、実際にシェーンガルテンにも、ペットと一緒に宿泊できるような施設はあるかというような問合せもあるようでございますので、注視しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 公共の宿というような位置づけでもあるので、そのリスクの高いことはご答弁のとおりだとは思いますが、何か対策を取っていかないと、年々、お客さん、減っていくというふうに私は考えております。そのような状況で、村長にお尋ねいたします。

高畑地区の個人の方が、麻績川沿いに芝生で立派に整備されている、地区外の方も利用されているドッグランがございますが、村長は存在を知っておいでになりますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 多分、高畑地区だと思いますけれども、個人の方が田んぼの一部にドッグランを造っていると。それからまた、上井堀のほうにも、1つドッグランがあるというようなことは、確認させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） また、一方、ペットを大事にされている方は、村外の有料施設を利用されているという話も伺っております。時代も進み、災害の避難時でも、ペットと一緒に避難を望む声が求められている時代でもございます。リスクは当然だとは思いますが、オープンした時代からニーズも推移しておりますし、第7次振興計画も本年で3年目でございます。基本計画後期5年間は令和10年度から14年度までで、その間に、建物の増築、あるいはそういうものも見直して、よそにないそういう新しい発想の下で事業展開するのも、私は一つの手ではないかなということで考えまして提案をした次第でございます。

村民の中にも、村でも考えてほしいなという声もございますし、また、くどいようですが、高畑のその施設では、近所の方々、あるいは村民の中でも、所有者にお断りをして利用させていただいているというような声も聞いております。ぜひ、そんなことも検討してほしいなというふうには思いますけれども、後期の基本計画での検討は考えていただけるかどうか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。やる、やらないは別です。どなたでも結構です。お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ドッグラン等につきましては、やはり、個人の方がやっている形になりますと、大変、ある意味では楽にできるのかなというようなことでございますけれども、行政等の中でやるということになりますと、やはり、先ほど、観光課長が申し上げたとおり、大型犬、中型犬、小型犬というような、そういうけんかをしないような体制も取らなければならないことと、また、いろいろと、ダニ等の対策というようなことで、定期的な消毒とか、いろいろなそういった環境整備もしていかなければならないというようなことがございます。今後、需要が高まってきて、そういった声が大きくなってくれば、また、検討もしていければいいかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 分かりました。もし、機会があれば、そんな声もありますし、くどいようですが、災害等の、感染症等の任意的避難所にもなっているかとも思います。ぜひとも、ご検討をいただければなというふうに思っております。ガルテンも、夏合宿で多忙な時期を過ごされていると思いますが、閑散期、そういうときの誘客にも可能ではないかなというふうに思って提案をいたしました。

次に、宿泊税の村の考えについてお聞きいたします。

長野県では、既に2月県議会で、令和8年施行の宿泊税導入を決議され、条例整備をはじめ準備をされております。また、県内の自治体の中にも、自治体独自の宿泊税導入を視野にしている自治体もございます。麻績村はどのような対応を行うか、お聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、宿泊税の村の対応につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、宿泊税の導入状況を先に申し上げたいと思います。平成14年10月から全国に先駆けまして、東京都において導入がされました。それ以降、都道府県単位ではございますが、平成29年1月から大阪府において、令和2年4月から福岡県において導入がされてございます。議員おっしゃるように、長野県におきましては、令和8年6月1日から導入される予定となっており、税額は定額制で300円、ただし、制度開始3年間は200円となっているというところでございます。県内市町村では、宿泊施設が多い市町村で宿泊税の導入に関わる条例の整備、そして、整備に向けた取組がされていると認識しているところでございます。

当村におきましては、宿泊施設の数もあまり多くないということもあり、長野県の枠組みの中だと考えており、現時点ではございますが、村独自の宿泊税導入については予定はございません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ご説明いただいた内容は分かりましたが、県内では、今現在、松本市、軽井沢、白馬、阿智村が導入に向けて準備をされており、また、それぞれ目的の違う目的税を導入の町村も新聞報道ではされておりました。ただ、時期はまだ明確にされていないというところでございます。私自身も、当村においては時期尚早だというふうに思いますが、どこかの期間で検討すべきではないかというふうに申し述べておきます。

それと、県税として徴収された宿泊税が、各市町村に一定の比率で交付されます。したが

って、村内には民間の宿泊施設もございます。徴収に当たっては、その方々に関わるわけでございます。ぜひとも、その方々にも、どのような事業にその交付金が村で充てられるのか、そういうような話合いといいますか、協議の場を求めて理解を求めていく必要もあるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原総務課長。

○総務課長（塚原貴志君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、現時点では、独自の導入、またそれに関わる検討を行う予定はございません。しかしながら、今後において、独自の導入、目的税という形で観光インフラの整備などを行う財源とするなど、検討協議を行う場合につきましては、村内で宿泊業を営む皆さんと連携をしなければならないと考えてございます。県の交付金との兼ね合いもありますので、研究をしてまいりたいと考えます。

また、先ほどおっしゃるように、情報という部分につきましてでございますが、県が進める宿泊税につきましては、特別徴収義務者が宿泊施設の経営者などとなります。県から村の宿泊業者へ直接、または村経由において詳細が示されるという形になろうかと思います。当村におきましては、県と連携を取り周知に努めてまいりたいと考えます。

先ほど、交付金という形でございますが、ご承知いただいているかと思いますが、税収額のうち、3分の1は自由度の高い一般交付金として、6分の1は県が定めます重点施策に活用可能な重点交付金として、事業実施の希望をする市町村に計画内容を踏まえ交付されるものとなっております。交付金の詳細が示され次第、有効活用が図れるよう協議を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ご丁寧な説明ありがとうございました。理解をいたすところでございます。

次に、麻績村の観光戦略をどのようなお考えかお尋ねいたします。

かつては麻績村の観光は聖高原を中心としたエリアでありましたが、平成初期に地域振興策としてふるさと創生事業、国が全ての自治体に1億円の交付金を交付したあの事業でございます。まだまだ景気のよい頃です。聖高原を中心とした森と湖のハイランド、1番札所があり、冠着山遥拝所を含めた歴史探訪ゾーン、そして、先ほど取り上げました都市との交流施設としてのシェーンガルテンおみ、そのような施設整備をして30年が経過する中で、今一

度、歴史文化を含めた全村的な対応を考え、方向性と体制を含め検討すべきと感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答え申し上げたいと思います。

麻績村は自然豊かな聖高原の開発を主体として昭和37年より観光事業を進めてまいり、その後、シェーンガルテン等々の、それから観月苑等々の、そういった事業推進も図ってまいりました。しかしながら、高度成長期の中、別荘開発も順調に進みましたが、日本経済はオイルショック、あるいはバブルの崩壊により停滞を余儀なくされ、その経済状況が長く続いているのが現状ではないかと思われるところでございます。

ここの観光につきましては、聖高原の観光を主体に考えるものの、自然・歴史・文化・食など、村の素材を最大限活用した取組で、情報発信に努め、観光客の誘客に努めていくことが重要ではないかと考えるところでございます。また、インバウンドも、コロナ前より多く外国の方が来ていることによりまして、1月から6月までの半年で二千数万人というような外国人も来ているというようなことでございますので、観光事業の経済効果が大きく増加しているとのことです。今後、インバウンドの観光客の皆さんを迎え入れる対応につきましても充実を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 私はこの麻績村の観光戦略がしっかりできれば、今、村長の言われたように、観光客の増員も図れるというように思っておるわけでございます。協力隊や支援員等外部人材を踏まえた新たな発想の転換をし、麻績村の観光ビジョンを新たに描き、点から線、そして、面に広がる観光を目指して、麻績村のPRにつながる現状打破を期待しております。

観光戦略は重要な部分であると思いますし、言葉で言うほど簡単なものではありませんが、村の特色を生かし、人材を育てる観光で村をアピールしたらと考えるところでございます。

もう一度、村長のお考えをお尋ねいたしますが、どのようなお考えか、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 観光客が観光地に求めるレジャーへの嗜好も多様化しており、見る観光から体験する観光、特に、自然アクティビティーが高まっている現状かと考えます。麻績村も観光も、時代の中で脱皮を続けながら、時代が求める観光地の在り方を求めながら事業

の推進を図ってまいりましたが、議員の言われるとおり、観光開発から60年が経過するというような中におきましては、誘客に向けた情報発信も大きく変わってきておりますのが現状ではないかと思うところでございます。各種媒体を活用する中で、誘客に努めてまいりたいと思いますし、また、地域おこし協力隊や外部人材の活用も図りながら、観光事業の活性化も図っていかなければと思うところでございます。

60年前と今とは本当に求めるニーズ、嗜好が違いますので、改めて、ここらで、そういった部分につきましても深く考えることが重要ではないかと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 分かりました。他の自治体においても、平成初期のふるさと創生事業でいろいろと自治体の特徴を生かし事業を実施されましたが、30年が経過する中で、存続・譲渡・廃止など、新聞報道がなされております。何とか生かしていきたいものです。

聖博物館に関わる先ほどの利用者数も、大分伸びてはいるような状況をお聞きする中で、ボランティアさん方に感謝申し上げ、最後の質問に移ります。

観光事業検討委員会の開催の予定はないかをお尋ねいたします。

先ほどの観光戦略にも関連いたしますが、私は、麻績村の県立聖山高原を主体とした観光立村だと思っております。村民憲章の第1章節にもうたわれております。現在、停滞気味な観光事業の再生こそが麻績村の生きる道ではないかなと思っている一人でございます。今までにおいても、一般質問でお尋ね、提言もさせていただきました。今回、村長の諮問機関である観光事業研究検討委員会の開催を見識者を踏まえて意見交換を実施していただき、今後の村の観光振興に生かしていただきたいが、開催の予定はございませんでしょうか。村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 観光事業研究検討委員会の開催をというようなことでございますけれども、今後、誘客に向けまして、施策の策定や総合的な観光事業の見直し等の必要が出てまいりまじたり、また、検討委員会の開催によりまして、多くの委員の皆様のご意見を聞くことで、誘客や観光の方向性を考えていかなければならない時期には開催をしてまいりたいと思うところでございます。

いずれにしても、今、誘客に向けては、それぞれの市町村観光地が熾烈に存続を争いながら、いろんな媒体で誘客に向けているところでございますので、今後そういう大きな事

態、あるいは、観光客の皆さん方の誘客に向けた施策等について、多くの皆さん方のご意見を聞くということも大切ではないかと思っておりますので、機会を捉えて、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 前向きなご答弁をいただいたと理解いたします。令和4年11月にこの検討委員会で別荘業務部会が開かれ、内容は、5年に一度の地代の改定に伴うもので、条例に定められており、聖高原の別荘地に精通している方により、土地評価、売買事例、景気動向などを鑑み、意見を聴取し、地代決定に反映されたものと理解しておりますが、第18期議会4年間のうちでは、先ほどの地代改定の会議以外は開催がございません。観光事業全般について見識者からの意見を聞きながら事業推進を図るべきと強く感じているわけでございます。経年劣化による施設整備、指定管理等の状況等、村長の公約にもある村民参加の村づくりにもつながることからでございます。ぜひとも、若い世代、女性の声も反映させていただきたい、そんな思いです。

冒頭、先ほどのキャンプ場の利用率を見ても、暑かったとか、そういうことでキャンプの利用者は半減しております。キャンプ場の整備や旧高原ホテルの取り壊しを含めての整備があるので難しい状況であったと推測はいたしますが、グランピア施設的な利用を想像していたので、私としては期待外れでございました。そんなことも含めて、今後に期待いたします。

また、本年、元気づくり支援金を活用され、貸別荘の補修整備、今後においては、これは私が感じたところですが、博物館内のトイレ整備など、改修していくべきところもあると思います。

以上、述べましたけれども、ぜひ、検討委員会を開催していただきたいと、そんな思いでございます。最後に、斬新な発想で人口減少をにらんだ地域振興を推進させていただきたいと。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、2番、塚原議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました3項目についてお聞きしたいと思います。

1点目は、根尾、芦沢川の石積堰堤について、2点目は、麻績の学舎と日向の第2公民館（テレワークセンター）の利活用について、3点目は、働き場所の展望についてということで、一問一答で自席で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

今申し上げましたこの質問については、私が過去何回もお聞きしたものでございます。そのたびに、検討とか、そういったことでお答えがありましたけれども、村長におかれましては、今年が任期の最後ということもありますので、もう一度、この辺についての展望、考え方についてお聞きしたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、根尾の芦沢川の整備です。整備された全容が見えてきました。令和5年12月議会の一般質問で、私のほうで工事完成後の石積堰堤、この運営管理や観光面での利活用に関してお聞きいたしました。そのときのご答弁では、これは県の事業として進めていて、令和7年度内の竣工予定であるということや、今後の観光面での利活用、それから環境整備などの維持管理については検討していくというお答えでした。

そこで、お聞きいたします。

要旨1ですけれども、私もあそこを通ってみるんですけれども、工事現場の看板には、工事の完了が今年の12月の幾日だったかになっていたかと思えますけれども、竣工が間近なんでしょうか。

それから、また、完成のときには、何か式典とかイベントといったようなことも計画をされておられるのでしょうか。お聞きします。

○議長（峯村賢治君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えさせていただきます。

現在、芦沢川の砂防に係る工事、実施しておりますが、完成につきましては、今、12月ということで進めているんですが、若干、残務処理といいますか、そういうような形の中では、今年度中、令和8年3月には竣工する予定ということで伺っております。

あわせて、完成時の催しにつきましては、これは所管する犀川砂防事務所でございますが、地域の皆様を対象とした完成報告会を実施する旨伺っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えがありました。県のほうでやっている事業なんですけれども、報告会というようなことということで、村独自で何かということではないようなんですけれども、今回の河川整備の中でも、親水公園とかそういったものも造るというようなことになっているわけなんですけれども、こういったことで、水に親しんでといいますか、子供さんたちも遊んだりできるようなということかと思えますけれども、こういったものも含めて、少し遅れていて来年の3月に竣工と、そういうことかというふうに思えますけれども、今の部分は、前の質問の部分で大体お聞きしているのとはちょっと違って、完成の時期等も少し延びてということなんです。私はこの石積堰堤の関係で、利活用というようなことについて、どんなふうにしていくかということをお聞きしました。相対的に検討したいというようなことでしたけれども、以前に議会として、川の上部にある石積堰堤まで視察に行ったことがありました。大変珍しい貴重な堰堤です。川沿いの道も、たしか県の元気づくり支援金を使って遊歩道も整備をしたということですので、観光資源としても大きな存在だというふうに思います。ただ、観光資源として考えれば、併せて、草刈りだとか、雑木の伐採とか、そういった環境整備というようなことも、文化財の保全という面では出てくるかというふうに思えますけれども、ちょっとこういったことで、観光面での利活用の部分、それから、環境美化といいますか、管理・維持という部分について、どんなふうにご考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原観光課長。

○観光課長（塚原優仁君） それでは、観光資源としての利活用についてお答えさせていただきます。

砂防堰堤、観光資源として活用していくためには、地元の方々が施設を守ってきた意義や堰堤の歴史的な背景を地元の方々に協力をいただき分かりやすく発信していくことが大事だというふうに考えております。また、村内の宿泊施設などと連携しながら、文化施設を観光資源として生かせるよう研究していくことも大事だと考えております。ただ、現在、高齢化や人口減少によりまして、協力していただける住民の方が限られております。

今後、そのような事項も解決する中で、文化財などの観光資源を生かした誘客を検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えがありましたけれども、実際にこれが完成して、どれだけ、例えば、お客さんなんかが見に来られるかというようなことも気になるんですけれども、以前も質問のときにお話をしましたけれども、シェーンガルテンのほうで宿泊をされる方に、村内の名所とか見てもらいたいものや何かを回ってもらえるようなプラン、いっぱいそういう文化財といたしますか、貴重などころがあるもので、そういったものをご案内したりしたいということで、相談や何かを行政のほうとしたいということだったんですが、なかなか、そこら辺のところまで至るというふうにならなかったものですから、そこら辺を、この前お聞きしたわけですが、今、文化財ですので、環境美化ということで、今ちょっとお聞きした中で、地元は根尾区が地元になるわけですが、単純にオテンマ的な部分で、草刈りや雑木を伐るという部分と、観光地としての位置づけというか、そういったものがあれば、そこら辺について、例えば、地元の区に委託してやってもらうというようなことになれば、かなり負担が出るんじゃないかということを前もお聞きしましたけれども、こういった点は、お客さんが見に来たりとかいうこともありますんで、整備もちゃんとやらなければいけないというようなこともありますんで、まだそこら辺については、しっかりまだ決まっていないのか、私は、ぜひ、業者に委託をして、観光面として生かせるという部分をもう少し利活用に向けてやっていただいて、環境の整備なんかはいつでも来てもらって、きれいな場所で、遊歩道で歩いて見てもらえるというようなふうにするためには、地元をお願いということだけではなくて、業者のほうに委託するとか、そういったことで、しっかり見に来ていただくにもいいところだというふうにしてもらえるのかなというふうに思うんですが、改めて、その辺はどうでしょうか。もしあれでしたら、村長にお答えいただいてもいいですが。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 明治22年で内務省がつくった石積堰堤というような形で、強いて言えば、その頃、それだけ大きな土砂が災害を通じて信濃川を流れて海辺へ行ったというような形でそれを防ぐというような形の中で造った、そういったものが、これだけ長くの時間を経過しても、健在でいたというようなことは大変重要な施設ではないかと思うところがございます。

しかしながら、石積堰堤というような部分につきまして、やはり興味のある方が歩くというような部分で、来られる方が多いのではないかなと思っているところがございますし、また、そういった石積堰堤というようなことにおいては、石積の堰堤については、国の重要文

化財になったというようなこともございますけれども、やはり、なかなか一般の皆さん方に誰でもというようなわけにはいかなく、興味のある方が来ていただけるのかなというようなことでございますし、今、ご意見、ご質問の中にありましたように、ほかとの観光のかみ合わせの中で、そういったものを一つの観光ルートとして、その中でのアピールというようなものも今後はしていかなければならないのかなと思っているところでございます。

一番は、管理という部分が今後出てくるわけでございますけれども、やはり、今まで、根尾地区の皆さん方が一生懸命管理をしてきたわけでございますけれども、なかなか高齢化に伴う形の中では難しいというような地域のお話も伺っておりますので、今後、そういった部分、年間ボランティア的な部分で募集して、たまに管理をするか、また、業者さんをお願いして管理するかということにつきましては、今後、完成後に、いろいろと県とも協議する中で進めていければいいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も、この間、いろいろなことを聞いたりといいますか、この堰堤のことではないんですけれども、この地域のことでいろいろ聞く中では、例えば、県の名所とかそういうところに指定されたところに上る道があったりしたけれども、松枯れで倒れて、もうそこへ通行禁止になったとか、そういうふうになっているところもあるわけです。ですので、文化財とかいう、そういう位置づけでしたら、例えば、地元の地区に頼んでやってもできなくなって、荒れたような状態になってというふうにならないことを、そういうことを想定して管理というか、そういったものをしていってもら、そこら辺をしっかり考えてもらいたいという意味でお聞きしたわけですが、これは、ぜひ、珍しい石積堰堤ということで、ホームページにも観光面のところに載っていますので、ぜひ、そんな点をしっかり考えていただいて、あまり地元の負担でできなくなって荒れてしまって、せっかく整備したのに、行くようなところにならなくなってしまったということにならないようにしていただきたいというのを申し上げたいというふうに思います。

では、次の質問にまいります。

2番目ですけれども、麻績の学舎とテレワークセンターについてということで、旧麻績小学校北校舎、麻績の学舎と日向の第二公民館（テレワークセンター）の利活用についてと、これも、お聞きいたしました、以前に。ほかの議員からも何回か聞かれています。

麻績の学舎なんですけれども、これは、現在、主として放課後児童クラブで使われていま

す。建物は貴重な文化財として指定されておりまして、価値ある村の財産であります。令和元年6月議会で、私はこの麻績の学舎の活用方針について考えをお聞きしました。そのときの答弁では、今の文化財保護制度では、保護だけでなく、有効な活用を総合的、計画的に推進することとなっているので、この建物にふさわしい活用方法の検討が必要だと考えるというようなお答えでした。しかし、現状を見ますと、6年前の質問のときと利活用の実態はほとんど変わっていないように思います。

そこでまず、お聞きしたいのは、この麻績の学舎の在り方といいますか、この建物の位置づけといいますか、それをお聞きしたい。例えば、観光資源の文化財としてもっとオープンにするのか、あるいは、小学校の附属施設というのが主な目的なのか、あるいは、サークルや団体にも開放するのか、今、介護予防の事業の実施場所なんかにもなってといいますけれども、いろいろあるかと思えますけれども、そもそも、この麻績の学舎というものの位置づけについて、どういう考えをされているか、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、文化財の観点から、私のほうからお答えさせていただきます。

麻績の学舎であります、旧麻績小学校北校舎でございますが、昭和11年建築の木造建築物でありまして、平成25年3月芦沢堰堤に先駆けて国の登録有形文化財に指定されております。外壁のスレート張りであったり、廊下の船底型天井など、当時の建築様式の特徴を色濃く残す貴重な建物となっております。

利活用の状況ということでございますが、議員ご質問のとおり、毎日の児童クラブの運営のほか、社協のお散歩カフェ、紙芝居の会などで月1回程度の利用が現在ございます。また、以前もあったわけなんです、民間事業者の撮影会、写真撮影会になりますが、頻度が増してきておりまして、月1回程度、現在利用をいただいている状況でございます。そのほか、令和6年度には卓球クラブが新たに公民館クラブでできまして、毎週利用するようになったことに加えて、今年度から、公民館クラブのコーラスが、一時期休止していたんですが、新たにメンバーが立ち上がりまして、現在、月1回程度、2階の大研修室、ピアノのある部屋になりますが、そちらで活動をしてくれるようになっております。以前、議員にご質問をいただいたピアノについても、現在利活用は進んでいる状況ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） お答えいただきました。

私がもう少し調べてといいますか、あればよかったんですが、6年前とあまり変わらないのかなというふうに勝手に考えていた部分もありますけれども、いろいろ今お聞きしますと、利活用が増えているということで、いいことだなというふうに思います。

それで、この学舎も、文化財ということで指定されているんですけども、これは、活用は今言ったようなことでされているんですけども、観光資源的な部分でということは、あまり考えてはいらっしゃらないですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、教育のほうの文化財保護というような部分からお答えさせていただき、そして、国の登録有形文化財というような形になりますと、やはり、使用的な部分においても制約がされるというのは、中の改造とかいろいろな部分について、大改造とかそういうものについてはかんばしくないというようなことでございますので、今ある現状のものを現状で使っていただくというのが基本的スタンスではないかと思っているところでございます。

そういった中で、登録有形文化財につきましては、先ほど、出ております芦沢の石積堰堤と、この麻績の学舎、北校舎がなっているわけでございますけれども、こういった部分につきましても、その当時、その都度、パンフレット等もできているところでございますので、一つの観光資源というような部分で考えられるものではないかと思っているところでございます。特に、国の重要文化財でございます神明宮とか、福満寺の5体の仏像とか、また、登録有形文化財のこういった施設等も含める中で、村の一つの観光資源としては今後活用が図れるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきました。ほかの文化財とちょっと違って、日常使われているというようなこともありますので、あまり観光客の方が来て、中を回って歩いてということだと、子供さんたちも児童クラブとかで使っているわけですから、そういうことにはならないと思いますが、こういったものもあるということが、ホームページなんかでは知らされていて、周知はしていると思いますけれども、なかなか珍しいものだったら、見に来たいとかいう方もあると思いますので、その辺の兼ね合い、あまり子供さんたちのクラブの

関係で、影響があったりとかあっては困りますので、例えば、時期を区切って何か、秋とかそういうときに、何かその建物を使ってイベントをやるとか、皆さんに来てもらえるようなこととか、そういった催しとか、そんなようなことも考えたらいいいんじゃないかなというふうに、私は思っております。

ピアノのことについては、先ほど、お答えありましたけれども、ずっと調律をしたまま使っていないというようなことで、どうなんだということ、前に私、聞きましたけれども、ぜひ、せっかくあそこにありますんで、利活用されれば、それでいいかと思えますけれども、そんなことをちょっと今、お聞きしました。

いずれにしても、有効活用ということについては、行政で考えるだけじゃなくて、村民の皆さんに意見を聞いたらいいいんじゃないかなというふうに思っていますんで、ぜひ、村民の皆さんにも、利活用やそういうことの意見を聞いたりしながら、もう少しといいますか、もっと活発に利活用ができればというふうに思いますので、そんなことを申し上げたいと思います。

それでは、次に進みまして、第二公民館のテレワークセンターに関してお聞きいたします。

これについては、私以外にも何人の方が質問をされております。令和元年の6月議会では宮川議員が、それから、翌令和2年の3月に私が、それから、同年9月の議会と令和5年の3月議会では飯森茂孝議員が質問をされています。施設の完成、それから運用開始から今年で9年になるのかと思いますけれども、この施設利用をどういう視点で検証評価するか、そして、今後の利活用の方針をどう考えるかということが求められるというふうに思います。

そこでまず、お聞きしたいのは、テレワークセンター施設全体の現状の利活用状況はどんな状況でしょうか。お聞きします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思っています。

テレワークセンターの利用状況でございますけれども、令和4年度の利用状況でございます。3件で延べ11日、令和5年度、4件で延べ271日、令和6年度、12件、延べ267日、令和7年度、今まででございますけれども、3件延べ33日となっており、令和5年、それから令和6年では、月単位でご利用いただくというケースがあったということで、稼働日数は伸びている状況でございます。こういった利用者に活用していただければ、稼働日数も伸びてくるのではないかなと思っていますところでございます。

また、今後の利活用方針についてのご質問ということでございますけれども、現在、利用していただいている利用者の多くが、個人の利用者でございます。主には出社をせずにリモートでの仕事、または静かな環境で仕事を行う方にご利用いただいているということで、そのほかに、移住するに当たって、移住体験住宅を利用しながらテレワークセンターを活用していただいているという方もいらっしゃいます。そういったことも踏まえて、今後も、この移住体験住宅とセットで、麻績村の移住促進につながるような活用方法もアピールしつつ、さらなる活用が図れるように努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ありがとうございます。

今、ご答弁いただきました。以前は、一番最初は、この施設ができたときは、企業からの利用申込みを受けて企業に利用してもらうというのが基本だったと思いますけれども、たしか令和3年の3月議会で、飯森茂孝議員が質問された際には、個人への利用といった方向への変更といたしますか、検討も必要だという考えを示されました。令和2年から4年までは、新型コロナが猛威を振るいまして、その影響で在宅のリモートワークが増えて、従来からの働き方のスタイルというか、これが大きく変わる過渡期でもあったというふうに思います。こういった状況もありまして、このテレワーク施設も当初の運営方針の企業向けから、個人へというふうに変更していくことになったというふうに理解いたします。

それで、今お聞きしたのでいきますと、令和5年、6年、かなり利用日数が多いんですけれども、今後も、ここら辺についてはどんなふうになっていくかというのは分かりませんか。その時々によって、傾向として、まだこれから安定的に増えるとか、そこら辺は分かりませんか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 今後の見通しという部分では、分からないというお答えをさせていただきたいと思いますが、この5年、6年、それから今年（令和5年）の状況を見ますと、やはり、月単位で借りていただけるという方も継続していらっしゃるということでございまして、こういった活用方法もひとつあるのではないかなというふうに、今後もあるのではないかなというふうには考えております。

このテレワークセンターも、先ほど、議員おっしゃられるとおり、当初は、この施設を使

って企業誘致ということを掲げて事業を最初は推進してまいりましたけれども、それ以降の時代の流れによって活用方針も変わってきているということでございまして、今後においても、だんだん時代の流れによって、利活用の方法も新たな方法が考えられていくんではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、多くの方に利用していただけるような形で、担当課としても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） この施設はテレワークセンターということで、そこが、活用する部分で、ほかにはない部分なんですけれども、あとは、公民館ということで、地域のふれあいや交流、集会の開催や介護予防などで十分使われているということで、今お聞きしたテレワークの部分と併せて、利活用が増えているのかなと。企業の誘致ということについては、なかなか難しく、そういう形ではなかなか宣伝しても来られる企業はないということですので、個人としての利活用について、もう少し、本当に使っていただくといえますか、そういうことで、大きなお金を投資した施設ですので、公民館的なこと、それから麻績にある交流センターのほうと比べて、同じようなことといえますか、何か、文芸だとか、いろんなことで利活用されるというのでいけば、公民館という部分はあるんですけれども、日向地区の皆さんに、いろんなことで利活用が進んで、テレワーク施設もありますけれども、全体的に麻績と同じように、いろんな部分で活用が進むようなふうに、地域の皆さんと話して、利活用が増えていけば一番いいかなと思いますけれども、いずれにしても、テレワーク施設のところは、会議室やいろんな特別なそういう部分がありますので、これを無駄に空けては一番もったいないことですので、ぜひこれについては、引き続き、テレワークを利用される方の利用が継続的に増えていけるようにというふうに考えていますので、ぜひ、そこら辺は引き続き努力をいただきたいというふうに思っております。

すみません、では、最後になりますが、3番目の働き場所の展望ということでお聞きいたします。

これについても、過去何回もお聞きしております。多くの村民の方から、働く場所がない、それから、子育てを終えて、ちょっと働きたくても職場がない、それから、学校を卒業して村を離れ、戻ってきても働くところがないと、振興計画のアンケート結果にも、この働く場所がないという声が多数あります。けれども、この課題は容易に解決できるものではありません。

せん。しかし、解決がなかなか容易ではないといって諦めていたら、ますます実現の可能性は遠のいていくわけです。

これまでの企業誘致について、私も何回か質問をさせていただきましたけれども、ご答弁は大体こういうことで、人口も少なくて高齢化が進んで若者が少ないところに来てくれる企業はないと、で、アンテナを高くして情報や動きをつかんでいきたいというお答えが、何回かしたんですけれども、大体こういったお答えでした。企業誘致が難しいならば、村が主体となって雇用の場をつくるということも、私は模索すべきではないかというふうに思います。こういったことについても過去に質問したこともあります。

それで、改めて伺います。

この企業誘致、働く場、雇用の場の創設ということについては、本当に大きな課題ですけれども、やっぱりこれは、これに向き合っていないと、一番の最大の課題である人口減少、この部分については、どんどん人口は減っていくばかりになってしまうということで、やっぱり、非常に難しい課題ですけれども、村はどういうふうに、これについて向き合う方針があるか、全く、先ほど言ったようなふうにアンテナを高くして待っているだけなのか、あるいは、村独自で雇用の場をつくるようなこと、村内の団体や、いろんなところと協議をしたりして、村内で働き場をつくるというような方向にいくのか、ちょっとそういったことについて少し突っ込んだ方針を、これは村長にお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、お答えをしようとしたことが、議員のほうから、過去のそういう形の中で、お答えをいただいていますので、これはあえて言う必要はないと思うところでございますけれども、なかなか企業誘致という部分については、これは難しいというのが実情でございます。なおかつ、今ある企業さえも、人員募集しても人員の確保ができないというようなことで、今後、そういった今ある企業自体も、どうしようかというような悩みを訴えてきているのが実情でございます。

やはり、麻績村の中にいる皆さん方が同じ企業にというわけにはいきませんので、それぞれ得意とする分野があったり、それぞれ働く内容において、選ぶという部分があったりというようなことで、なかなかこういった部分で難しいかなということがございますし、また、独自に企業をつくるといっても、なかなかこれ、難しい部分がございます。今、加工場というような形の中で、若干のそういう雇用促進に向けた事業推進をしているところでございますし、聖高原リゾートというような部分につきましても、働く場所というような形で推進さ

せていただいているところでございます。

しかしながら、やはり、雇用促進の、そういった部分を安易につくって、そこから利潤を追求して、それだけで運営できるかという、なかなかそこら辺は難しいというような部分が考えられ、なかなか市町村のほうで企業を起こしているというようなところは、まあまあ、稀なところではないかと思っているところでございます。

いずれにしても、企業誘致に向けては、やはり、いろんな情報が入ってまいりますけれども、どうしても、情報の企業が求める課題に、こちらのほうが応えるような場所、そして、そういったいろんな条件がかみ合っていないというのが、実情ではないかと思うところでございます。

いずれにしても、村としても、そういった件を相談されれば、場所、あるいはそういった部分について、村としても協力しながら、そういった誘致に向けて推進していくという考えでございますけれども、そういった、なかなか村でお願いしたいというような企業も来ないというようなことでございますけれども、そういった中で、村としても、今の立地条件、あるいは、こういった高速、あるいはＪＲさん等と、国道等を整備される中におきまして、そういった部分を利点として、推進に向けて常に情報発信をしているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○２番（塚原利彦君） 今、お答えをいただきましたけれども、ちょっと今の部分は、一応お聞きしておいて、もう一つの部分、質問要旨２になるんですけれども、これについて、まず、お聞きしたいと思いますけれども、質問要旨２の関係ですけれども、これは、ベッドタウンとしての村の位置づけについて、どう見ているかという部分なんです、前高野村長は、麻績村の近隣市町村のベッドタウン化を目指したいという方針を持っておられました。塚原村長も、この構想を引き継いでおられるというふうに思いますが、このベッドタウンとしての村の位置づけ、この現状をどういうふうに見ておられるか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 筑北地域につきましては、どこから来ても峠を越えなければならないというような立地の中にあるのではないかと思うところでございます。そこに、古くから鉄道が敷かれ、国道や県道が走り、高速もつながり、インターもあるなど、交通網の整備が図

られ、松本、安曇野市、大町、千曲、長野、上田市など、近隣中核都市へ20分から50分程度で行かれる地域になっているのではないかと思います。近年、進められました住宅等の整備によりまして、多くの皆さんに住宅地に住んでいただいておりますし、ある意味ではベッドタウン化しているのではないかと感じるところでございます。今後におきましても、企業が来ていただけないなら、近隣都市で働いていただき、居住は麻績村で暮らしていただくような、地域性を最大限活用していかなければいいのではないかなと思っているところでございます。

ある一面で、やはり、ベッドタウン化というような形の中で、松本、長野等の大企業で働き、日常は麻績村で居住していただき、休み等の余暇については、村でゆっくり過ごしていただければと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えいただきましたけれども、私はベッドタウンというふうに言うなら、若い人たちも、ここに居を構えて近隣都市部へ通勤する、それからまた、都市部の人たちがこちらに移り住んでくる、通うにはいいところだということで移り住んでくる、ベッドタウン化という位置づけはそういうものだというふうに思ひます。

しかし、人口は減少がずっと続いています。都市部へ流出しています。山紫水明、自然豊か、それがよくてここに住みたいから移住してくる、それはベッドタウンではないと思ひます。高野村長はこれにおっしゃいましたけれども、山紫水明、自然豊かで住む方がこっちに移ってくる方がベッドタウンということではないというふうに思ひます。生活のためには都市部へ通勤しなければならない、朝早く出ないと渋滞になりますし、夕方遅く帰宅になる、車通勤の方は燃料費もかかる、都市部へ行かないとパートの仕事も村内にはない、だから、通勤される人へのガソリン代、あるいは高速料金の支援など、そういったものがあれば、ぜひ考えていただきたいというふうに私は思ひます。ですから私は、ベッドタウン化を目指すというふうに言われますけれども、効果のある方針だとは私は思ひません。前の質問でお聞きしました働き場所の誘致、それから、村内での働き場所の創設、私はこういう方向に力を入れるべきだというふうに思ひます。待っているのではなくて、例えば、県の関係部署などにも繰り返し赴くとか、そういった努力を続けていただきたい、私、そういうふうに思ひます。

その気持ちを、ぜひどうなのか、県のほうへ赴くとかそういったことで、今までのように、

待ちの姿勢ではなくて、ぜひ、働き場所の創設という意味については、一歩前に向かって積極的に動くということについて、ぜひお願いしたいということについて、今、ご答弁いただいたんですが、改めて、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 行政といたしましても、企業誘致については、また、働き場所の確保については、長年の重要案件として、それぞれの、今まで首長が推進をしてきたというところでございます。手をこまねいて待っているんでなくてというようなことでございますけれども、行政職員においても、常にそういったアンテナを高くしながら、県の職員等々の、そういった部分との懇談を深めながら、こういった地域に来る企業はないかというような形で、大変今まで推進してきたのではないかと考えているところでございます。

そんな中で、なかなか、近隣市町村を見てどうかというような部分でございますけれども、やはり、そういった企業が来ても、なかなか働く人材の確保ができないというような部分が一番大きな課題と、それから、場所的な部分については、行政として幾らでも相談に乗って、今後そういった農地から転用というようなものを考えていかなければならないと思うところでございますし、また、企業ということになると、また大型自動車が入って、道路の横づけというような部分も出てまいりますし、いろいろな条件等につきましては、その企業の、麻績に来たいというような意向があれば、いつでも村としては対応を図っていくというような話でございますし、今までこまねいていたんではなくて、県のほうへも、いろんな部分で、懇談ある機会ごとに、ないかというような部分につきましては推進をしてきたということでございますので、今後につきましても、強くそういった部分では、また県等と、また国等と、いろんな機会を捉えて、そしてまた、県会議員、国会議員等々の皆さん方にご意見を聞くなど、また、いろんな情報をいただくなどしながら、推進できればと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えいただきましたが、今、最後におっしゃった部分、県のほうだとか、それから、国会議員とか、そういったところに話をしていくとか、そういった努力をしていきたいというようなご表明があったかと思っておりますので、とにかく一番の課題は人口減少です。その最大の原因は働き場所がないということですので、ぜひ、この問題は、本当に一番根底にある重要な問題ですので、村民の皆さんもできれば、ぜひそういったことのい

ろんな村内での雇用のか場とか求めていると思いますので、村民と協働してといいますか、行政だけでどうこうするという事ではないんですけども、あらゆる手段を使って、働き場の事については、みんなで、ぜひそういうふうに向いていっていただくような村政をお願いしたいということをお願いしまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和7年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時07分

令和7年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和7年9月4日（木）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和6年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和6年度麻績村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和6年度麻績村下水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和6年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 麻績村附属機関に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 麻績村議会議員及び麻績村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 令和7年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 令和7年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号） |

日程第 17 議案第 11 号 令和 7 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 18 議案第 12 号 令和 7 年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 19 議案第 13 号 令和 7 年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 20 同意第 1 号 教育長の任命について
 日程第 21 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 22 同意第 3 号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 23 議案第 14 号から議案第 15 号まで一括上程
 日程第 24 議案第 14 号 穂高広域施設組合規約の変更について
 日程第 25 議案第 15 号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例について
 日程第 26 発議第 1 号 議会議員の派遣について
 日程第 27 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

出席議員（7 名）

2 番	塚 原 利 彦 君	3 番	宮 下 朗 君
4 番	茂 木 泰 男 君	5 番	飯 森 寛 志 君
6 番	宮 川 秀 俊 君	7 番	清 水 清 君
8 番	峯 村 賢 治 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10 名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	塚 原 貴 志 君	振 興 課 長	宮 下 浩 保 君
住 民 課 長	宮 下 佳 康 君	観 光 課 長	塚 原 優 仁 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 市 川 嘉 忠 書 記 小 西 和可奈

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、令和7年第3回麻績村議会9月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第1、認定第1号 令和6年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、歳出全般についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯村賢治君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、認定第2号 令和6年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、認定第3号 令和6年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第4、認定第4号 令和6年度麻績村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、認定第5号 令和6年度麻績村下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、認定第6号 令和6年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第7号 令和6年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、議案第2号 麻績村附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第9、議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、議案第5号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第12、議案第6号 麻績村議会議員及び麻績村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第13、議案第7号 麻績村公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第14、議案第8号 令和7年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第15、議案第 9 号 令和 7 年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第16、議案第10号 令和 7 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第17、議案第11号 令和7年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第18、議案第12号 令和7年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第19、議案第13号 令和7年度麻績村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決、教育長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第20、同意第1号 教育長の任命についてを議題といたします。

当事者である加瀬浩明君の退席を求めます。

〔教育長 加瀬浩明君 退席〕

○議長（峯村賢治君） 質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

〔教育長 加瀬浩明君 復席〕

○議長（峯村賢治君） それでは、ただいま教育長に選任されました加瀬浩明君からその場において挨拶をお願いいたします。

○教育長（加瀬浩明君） ただいま任命をいただきました加瀬浩明でございます。

これまでの3年間の成果の上に立ちまして、子供たち一人ひとりに寄り添う教育となるよう尽力をしていきたいなというふうに思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第21、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第22、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議案第14号から議案第15号までの一括上程、説明

○議長（峯村賢治君） 日程第23、議案第14号から議案第15号までの2件を一括上程いたし

ます。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました追加議案２件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第14号 穂高広域施設組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

関係組合市町村の分担金の負担割合を算定する際の基準数値の集計に要する基準期間を定める規定について、事務の効率化を図ることを目的として、組合理約を変更するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

福祉企業センター及び山ぼうし作業場が新たな福祉施設へ移転することに伴い、設置場所に関する条文を改正するものです。

以上、議案２件です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、議案第14号から議案第15号までについて、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へ移動してください。

また、詳細説明後、議案第14号から議案第15号までの審議、採決を行いますので、議場へお戻りください。

休憩 午後 １時５０分

再開 午後 ２時０３分

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第24、議案第14号 穂高広域施設組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号に質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第25、議案第15号 麻績村福祉企業センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号についての質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、議案第15号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第26、発議第1号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号はお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました
本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出が
ありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8月27日に開会されました第3回9月定例会におきましては、令和6年度の決算認定をはじめ、令和7年度の一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件のほか、議案を提出させていただきました。これらの議案について慎重に審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、いずれも重要な事項でございますので、適正に執行をしまいたいと存じます。

一般質問につきましては、6名の議員の皆様方から、将来に向けて期待のもてる発展的な多くの貴重な提言をいただきました。いずれもこれからの村づくりにつながる重要な事項と受け止めさせていただき、研究を深めてまいりたいと存じます。

令和6年度の決算から監査委員よりご意見もいただきましたが、将来を見据えた健全な財政運営に配慮し、限られた財源を一層効率・効果的に活用することを念頭に、住民の皆さん方が住んでいてよかった、住み続けたいと思えるような安心に暮らせる村づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

また、18期の村議会議員の皆様には、9月の任期満了に伴い村議会議員の選挙も近づいておりますが、今後引き続き村政の振興に志を尽くそうと立候補を考えている皆さん方には、ご健闘をお祈り申し上げます。

ご勇退されます皆さん方には、村議会議員として村政発展にご尽力いただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。

議員各位には、村政運営に関しましてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和7年第3回麻績村議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時08分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員